

平成 2 8 年第 4 回上里町議会定例会会議録第 1 号

平成 2 8 年 9 月 2 日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7（町長提出議案第 3 1 号）上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第 3 2 号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第 3 3 号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0（町長提出議案第 3 4 号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第 1 1（町長提出議案第 3 5 号）上里町町道路線の認定について
- 日程第 1 2（町長提出議案第 3 6 号）平成 2 8 年度上里町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3（町長提出議案第 3 7 号）平成 2 8 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4（町長提出議案第 3 8 号）平成 2 8 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5（町長提出議案第 3 9 号）平成 2 8 年度上里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6（町長提出認定第 1 号）平成 2 7 年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7（町長提出認定第 2 号）平成 2 7 年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8（町長提出認定第 3 号）平成 2 7 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出

決算認定について

日程第 19 (町長提出認定第 4 号) 平成 27 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 (町長提出認定第 5 号) 平成 27 年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 (町長提出認定第 6 号) 平成 27 年度上里町水道事業決算認定について

日程第 22 (町長提出認定第 7 号) 平成 27 年度上里町下水道事業決算認定について

日程第 22 議員の派遣について

日程第 24 (町長提出議案第 40 号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 25 (町長提出議案第 41 号) 教育委員会教育長の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提出議案の報告について

日程第 4 町長の行政報告について

日程第 5 諸報告について

日程第 6 一般質問について

出席議員 (14 人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君 副 町 長 高 野 正 道 君

教 育 長 下 山 彰 夫 君
総合政策課長 岡 村 拓 哉 君
くらし安全課長 望 月 誠 君
子育て共生課長 山 田 隆 君
高齢者いきいき課長 山 口 圭 子 君
産業振興課長 南 雲 定 夫 君
学校教育課長 高 橋 淳 君
生涯学習課長 金 井 孝 君
会 計 管 理 者 小 暮 伸 俊 君

総 務 課 長 岸 智 敏 君
税 務 課 長 須 長 正 実 君
町民福祉課長 板 垣 延 雄 君
健康保険課長 山 下 容 二 君
まち整備課長 稲 岡 信 行 君
上下水道課長 宮 下 忠 仁 君
学校指導室長 福 島 彰 君
郷土資料館長 丸 山 修 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一

係 長 神 村 輝 行

開会・開議

午前 9 時 7 分開会・開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第 4 回上里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（納谷克俊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、8 番高橋正行議員、10 番新井實議員、11番沓澤幸子議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（納谷克俊君） 日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、植原育雄議員。

〔議会運営委員長 植原育雄君発言〕

○議会運営委員長（植原育雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の植原育雄です。

前期 6 月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る 8 月17日、水曜日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は 8 名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は 4 時間35分であり、答弁時間を含めると、おおむね 6 時間53分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と 5 日月曜日の 2 日間となり、本日 4 名、5 日月曜日 4 名の割り振りいたしました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正 3 件、道路線の廃止 1 件、認定 1 件、補正予算については、一般会計、国保、介護特別会計並びに水道事業会計の 4 件、決算関係については、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業、下水道事業決算認定についての 7 件が予定されており、これらを合計いたしますと16件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日9月2日から9月21日までの20日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月21日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の行政報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

9月に入って朝晩は少ししのぎやすくなりましたが、まだまだ暑さが続いております。今年は関東地方では水不足が懸念され、取水制限も設けられたところでございますが、農作物の植えつけ、住民生活にも影響なく、一安心したところでございますが、先月発生した台風9号は11年ぶりに関東地方に上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。また、台風10号は東北、北海道に大きな被害をもたらし、被災をされた方々には心よりお見舞いを申し上げます。幸い、上里町においては大きな被害は発生しておりませんが、今後も引き続き、あらゆる災害に対して万全の体制で臨んでいく所存でございます。

本日ここに、平成28年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに御多用の中、御健勝にて御参集賜り、町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、政府は8月の月例経済報告において、「景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」としております。中国、アジア新興国の景気の下振れとイギリスのEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まり、また、国内では、熊本地震の国内経済に与える影響に十分留意が必要であるとしておるところでございます。

このような状況の中で、7月10日には参議院議員通常選挙が行われました。政府与党が衆参両院で過半数を占めるという結果になりました。上里町といたしましても、今後の政権運営、さらに経済対策、社会保障関連、財政健全化など各種施策を見守りながら、国、地方がさまざまな取り組みにより地方活性化につながることを期待をしておるところでございます。

今年の夏はスポーツの祭典リオ・オリンピックが開催され、日本人選手が大活躍をし、多くのメダルを獲得するとともに、私たちに感動と勇気を与えた明るい話題として心に残るものがありました。また、埼玉県出身者の大活躍を見て、改めて私たちも夢に向かって町づくりに励みたいと思っておるところでございます。

本定例会には、平成27年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定7件を初め、条例の一部改正外5件、補正予算の4件を提出議案とさせていただいておるわけでございます。

また、人事案件として、上里町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う選任、新教育委員会制度の本格実施に伴う上里町教育委員会教育長の任命について、追加議案として御提案をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案いたします条例関係について概要を申し上げます。

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職に関する特例を定める、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、制度改正に伴う上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の3件、道路の廃止及び認定を2件提出いたしましたところでございます。

次に、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計におきまして、職員の人事異動などに伴う給与費の増額や、マイナンバー制度関連システム開発業務委託、いきいき福祉基金積立金、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、道路新設改良事業、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金、旧中央公民館の解体に係る工事請負費などを計上させていただくものでございます。

歳入は、国・県支出金及び財政調整基金繰入金、前年度繰越金などが主な財源となっております。

ます。

歳入歳出補正額は、3億3,628万5,000円の増額補正を提案をさせていただいたところでございます。

そのほか、事業会計では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計や水道事業会計の補正を提出させていただきました。各会計についても、職員給与の補正や事業費の増額などの補正となっております。

提出議案につきましては、慎重審議をいただき、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、6月定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

6月25日、先ほども議長のほうからお話ございましたけれども、彩の国くまがやドームで開催された第50回交通安全子供自転車埼玉県大会に七本木小学校の6年生が4名出場し、見事優勝をいたしましたところでございます。

さらに、8月3日、東京ビックサイトで開催された第51回交通安全子供自転車全国大会に埼玉県代表として七本木小学校が参加し、47都道府県代表の強豪がひしめく中、七本木小学校は団体9位入賞を果たすとともに、特別賞として、学科テストと安全走行テストで最も優秀だった学校に与えられる文部科学大臣賞を受賞いたしましたところでございます。

7月10日に、18歳選挙制度が施行されて初めての国政選挙であります参議院議員通常選挙が執行されました。上里町では18歳、19歳の有権者が658人増え、当日の投票率は全体で50.17%で、18歳、19歳の投票率は48.63%でありました。

7月15日に上里中学校改築竣工式が行われ、議会議員の皆様を初め約100名の御来賓の出席を賜り、無事に挙行することができました。まことにありがとうございました。

中学校行事として、7月20日に新体育館にて初の1学期終業式を行い、以降、部活動、夜間開放等使用を開始しておるところでございます。

また、旧屋内運動場の解体工事については計画工程どおり順調に進捗をしており、7月下旬より旧体育館の解体工事の準備に着手し、10月末の竣工を目指しております。旧体育館跡地はテニスコートなどの整備をしていく予定でございます。

次に、認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護を4月より整備し、順調に進捗しているところでございます。日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供するサービスとして利用いただいております。

毎年大勢の子ども、保護者が参加している放課後子ども教室米づくり体験教室ですが、本年

は69名の小学生が参加し、6月18日に田植えを行い、7月23日にはかかしづくりを行ったところでございます。

8月2日には明るい町づくりの意見発表会が、町内小学5年生、6年生20名により、「町をもっと自慢したい、かみさとPR大作戦」と題して行われました。当日は区長さん、議会議員の皆様の参加のもと、子どもたちからの参考になるアイデアや楽しい意見を聞き、大変有意義な発表会となったところでございます。

8月20日には第29回埼玉県消防操法大会が開催され、第4分団が出場しました。県内11の団体が出場し、第5位入賞の成績をおさめられました。当日は雨天の中、大勢の議会議員、消防団関係者の皆さんの激励をいただき、前年12月より練習した成果を十分に発揮することができ、優秀な成績をおさめることができたところでございます。

9月1日、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭が多数の関係者の御出席のもとで行われたところでございます。

議員の皆様にはお忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、本定例会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、議会議員の皆さんの御指導、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

午前9時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

- 議長（納谷克俊君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

- 3番（仲井静子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、男女共同参画推進センターについて。

- 1、男女共同参画推進センターの組織のあり方と有効活用についてお尋ねします。

男女共同参画推進センターは、総括する館長が、子育て共生課の課長が兼務していますが、この館長には、男女共同参画推進センターの活動を推進するだけではなくて、児童館も担当していて、相互の連携を図りながら全体の活性化につなげていく、いわば総合プロデューサーのような役割が求められると私は考えます。

そこで、この2つの機能をあわせ持ったプロデューサーは、一体どのような役割を果たし、全体の運営にいかにかかわっていくことになるのか。また、担当する職員の役割と人数のバランスがとれているのか、最初にこの2点をお尋ねします。

子育て支援の構築と、男女共同参画社会の実現に向けての取り組み等、私もこの施設には大いに期待をしていますので、館長のリーダーシップでしっかりと引っ張っていただきたいと思います。

3月全員協議会で、議案第1号に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の中で、能力及び実績に基づく人事管理の徹底として、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入と説明されました。この制度の目的は、適正な運用を実施し、人材育成、組織マネジメントの強化向上を図ることとなっています。

平成11年7月にオープンしました男女共同参画推進センターは、待望の拠点施設なのです。館長、センター長が在籍していた当時の前向きな機運や状況が、その後引き継がれずに変化し、何となく活気がなく、存在がぼやけてしまったように感じられます。上里町が掲げた先ほどの条例に的確に対応していただき、拠点施設として有効活用していただきたいと思います。

現在、埼玉県内には22カ所の推進センターがあります。県・町村が運営する第1号の上里町男女共同参画推進センターは、地域の男女共同参画の拠点としてここ数年動きがないと県のほうでも心配しています。全国的に見ると、拠点施設としての活動が活発な推進センターは、機能を発揮するための専門性が必要なため、スタッフの研修体制が整っているようです。男女共

同参画の拠点施設としての機能を発揮するための専門性をどう担保するのか、国内外の情報収集、ほかの県や市町村との情報交換、意見交換等、ネットワークを広げておく必要があります。指導的立場の行政職員はこの点どう対応しているのか、2番目の質問とさせていただきます。

推進センターには、情報収集とか情報発信機能、また学習機能、相談機能、調査研究発表機能などさまざまな機能が求められ、いろいろな意味での多角的な取り組みが必要になっています。このセンターが男女共同参画の拠点として真価を発揮するためには、質の高い事業や活動を展開し、さらにはその事業同士、また男女共同参画の活動を行っている同士が相互につながり合い、相乗効果を上げることが求められています。

館長、センター長が在籍していた平成11年から平成13年ごろは活発に行われていました事業も、不在となった平成15年から現在までの13年間は、余りにも低調、推進センターの機能を果たしているのか。事業の活発化を実現するためには専門性の高い職員の確保が必須条件と私は考えています。

推進センターを有効活用するための組織のあり方に関して、職員の専門性を養うための人材育成について、今後の上里町の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

御承知のように、男女共同参画社会の構築は、男女共同参画社会基本法で、我が国の最重要課題であるとしっかりと明記しています。町民に男女共同参画の重要性を認識していただくためには、是非この推進センターを活用していかなければならないと私は思っております。推進センターが果たす役割と責任、これは非常に重大です。そこで、上里町では、この男女共同参画推進センターの必要性や存在価値を広く町民に周知して、町民の積極的な活動を促進していくために、今後どのような取り組みをお考えでしょうか、町長にお伺いいたします。

是非とも、この推進センターの有効活用によって、男女共同参画に関する男性の意識も高めていただきたいと思います。男女共同参画は決して女性だけの問題ではないのです。仕事に対する重圧感とか、父親の育児参加、また、親の介護の問題など、男性にとっても非常に重要な問題がたくさんこの中に含まれています。そういったことを是非とも男女共同参画推進センターを活用して、全ての町民が理解し、暮らしやすい、男性も女性も本当にこの上里町に住んでよかったなと思えるような町づくりは、そこに住む人づくりですので、男女共同参画社会の実現を是非目指していただくことを大いに期待しています。

次に、循環型社会の取り組みについて。

- 1、廃棄物の抑制について。
- 2、生ごみの水切りの周知について。
- 3、食品ロス減少運動について。

循環型社会とは、かつての大量生産、大量消費、大量廃棄時代の反省から、限られた資源を

効率よく活用して、持続可能な社会を築くために編み出された概念で、廃棄物の抑制は、循環型社会の構築をするための第一歩ですが、私たちが暮らしていく上で、ごみがどうしても必然的に発生してしまうものです。以前に比べれば格段に環境意識が向上したとはいえ、ごみを減らすことはそう容易なことではありません。

ごみの処理には本当にたくさんのお金がかかっているわけですが、平成28年度の小山川クリーンセンターへの町の負担金が、何と年間1億272万7,000円で、赤ちゃんからお年寄りまで、町民1人に換算すると、年に1人当たり約3,300円、4人家族では約1万3,200円近くの税金が投入されているわけです。今後、老朽化した小山川クリーンセンターの修繕費に財政投入が見込まれることを考えると、ごみの減量化ということは環境問題だけではなく、上里町の財政面からも全町を挙げて取り組まなければならない大きな課題ですので、さらに一層の対策の強化が求められると思います。

そのための取り組みとして非常に重要になってくるのが、私たち住民による分別の徹底による資源物の回収や、生ごみの扱い方、食品ロスを少なくする取り組みと考えます。

本庄市、上里町で排出される現在の資源物をまだまだ細分化して、分別収集をして、資源物の回収は当然、ごみの減量化に直結するだけではなく、回収された資源物は有価物として売却されます。つまり、ごみがお金に生まれ変わるわけですが、小山川クリーンセンターに持ち込まれた資源物の売却益がどのくらいあったのか、町長にお尋ねします。

資源物の売却益が町民の皆様の生活の一部を支える、こうした事実をしっかりと町民の皆様にお知らせすることによって、リサイクル率の向上、さらには分別意識の徹底ということにつなげていくのも一つの大事な方策ではないかと私は思っています。

というのも、私の住む京塚地区では、昨年4月に京塚リサイクルの会を立ち上げ、上里町リサイクル活動推進奨励補助金制度に登録し、現在、アルミ缶、新聞、段ボール、雑誌のみの回収ですが、廃品回収金18万1,453円、町から推奨補助金6万3,654円いただき、合計金額が24万5,107円となりました。この売却益は、会員全員で話し合い、昨年は町民体育祭で豚汁提供、熊本被災地への義援金5万円、町指定のごみ袋に「分別収集に御協力を」とメッセージを張りつけ、毎戸配布し、また、27年度の分別収集会計報告の結果も回覧で報告しています。今年で2年目ですが、こうした活動を数字で地区の住民に報告することにより、徐々に地域住民に浸透し、分別意識が広がっていると感じています。

ごみの分別を徹底的にやっていくことが非常に重要になってくるのですが、意外と認識されていないのが生ごみの水切りで、上里町では1日平均27トンの可燃ごみが家庭から排出されます。その可燃ごみのうち約40%を生ごみが占め、その生ごみの重量のうち約80%が水分と言われ、そのまま排出すると多くの水をごみとして処理することになります。町内の全家庭で水切

りをすると、生ごみの重量を減らし、収集車両の燃費を減らし、また、ごみの焼却の効果が上がり、二酸化炭素削減、悪臭、腐敗の防止効果となりますので、家庭から排出される生ごみの水切りを周知し、処理費用の削減に取り組むことを提案しますが、町長のお考えをお尋ねします。

さて、循環型社会の構築に関する最後の質問として、食べ残しや野菜くず、また、賞費期限の切れた食品などのいわゆる食品残渣の再資源化、減量化についてお伺いしたいと思います。

食品残渣の資源化、結構難しい問題なのですが、循環型社会の構築という意味では非常に重要になってきます。農林水産省の平成24年度の数値では、食品に由来した廃棄物、全国で何と2,801万トン。そのうち食べられる食品、いわゆる食品ロスが約642万トンに上がると推定されています。これは食品廃棄物全体の4割に当たり、国連が食糧難に苦しむ人に援助している総量320万トンの約2倍です。一般家庭に限ってみても、食品廃棄物の3割以上がまだ食べられるというのに捨てられるというのが現実のようです。

食品ロスを減らさなければならない理由として、食品ロスは、大部分が生ごみとして処理されるので、食品ロスを減らすことで環境への負荷を減らすことになりますし、生ごみは水を多く含み、燃えにくいので、生ごみを焼却するための燃料を多く使用すると思います。焼却した後に残った灰は最終処分場に埋め立てられていますが、埼玉県最終処分場の容量は残りわずか、今のペースで埋め立てていくと、あと30年でいっぱいになってしまいます。生ごみを減らすことで、最終処分場を長く使うことができます。

日本の食料自給率は39%と先進国中最低水準で、多くの食料を輸入に頼っているのが現実です。一方、世界の食料需要量は増加傾向にあり、将来的に十分な量の食料の確保が困難になるおそれがあります。日本には世界に誇れる「もったいない」という言葉があります。「もったいない」という言葉には、物を大切にする気持ち、尊敬する気持ちが込められています。大切な水や資源を使って私たちのもとに届いた食料をきれいに残さずに食べることで、「もったいない」という気持ちが養われ、周りの人や物を大切にすることがつながります。

国は食品リサイクル法に基づいて、食品関連事業者、スーパー、コンビニ等に対し、食品廃棄物の再利用を促すとともに、「もったいない」という日本の伝統的なすばらしい理念、それに基づいて、食べ物に「もったいないな」というスローガンを掲げて、食品ロス削減国民運動を展開して、消費者への啓発を促しています。また、家庭の食品ロスに関する意識調査を行い、そして対策に乗り出しているわけですが、このごみの減量化という観点からも、食品ロス削減運動を上里町でも積極的に盛り上げて、取り組みを進めていただきたいと思います。

そこでお尋ねします。上里町のごみ行政の課題をどのように捉えているのか。最近では、循環型社会の構築に向けた運動として「断る」という運動があります。マイバッグなどを持参し、

スーパーのレジ袋はもらわない、また、コンビニのお箸やスプーンも断る、外出のときはマイボトルを持参し、そして、不要不急なものは買わないといったリフューズの考え方を上里町でも是非とも推進していただいて、循環型社会の構築を図っていただくよう強く要望いたします。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井議員の質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1番の男女共同参画推進センターについて、の男女共同参画推進センターの組織のあり方と有効活用についての御質問でございます。

上里町では、平成11年に県内市町村に先駆けて上里町女性センターを開設し、現在17年が経過しました。平成13年には上里町男女共同参画都市宣言、平成15年には、上里町男女がともに輝く町づくり条例を制定しております。平成22年には上里男女共同参画推進プランを策定し、センターの名称も「上里町男女共同参画推進センター」と変更して、男女共同参画を推進してまいったところでございます。

男女共同参画推進センターは、県内の他の町にはない施設であり、事業についても、上里町は他の町と比較して男女共同参画に積極的に取り組んでいると考えております。平成14年のアンケートでは、「男女共同参画という言葉を知らない」という回答をした人は46.2%と認知度が低い状況でございましたが、平成25年では26.6%となり、講演会や啓発事業等を続けてきた成果であると考えておるところでございます。

男女共同参画推進センターは七本木児童館との複合館となっており、現在、子育て共生課長がセンター長及び児童館長を兼務しております。児童館で行っておる子育てについても男女が共同して取り組むべき一つのテーマであり、うまく絡み合った事業実施を行っていきたいと考えております。また、施設運営の面からも複合館であります、1人の館長が全体で把握しているということは、業務効率上においても有効であろうと考えております。

現在の職員配置でございますが、係として人権男女共同参画係を設置しており、担当係長兼務主任、臨時職員を配置し、この体制のもと、男女共同参画の各施策を推進していると認識しておるところでございます。

職員の専門性についてでございますが、男女共同参画の推進につきましては、今後も災害対応、家事、介護、子育て、地域など多岐にわたる対応が必要であります。加えて、近年は経済分野の観点から、女性の活躍を求める動きが活発になっております。このような時代の流れに対応する必要もあると認識しておりますので、各種研修等に職員が積極的に参加するとともに、関係機関、団体の皆さんに情報提供を行ってまいりたいと考えております。

現在の男女共同参画推進センターの取り組みについて、存在がばやけている、県が心配しているなどの御指摘をいただきましたが、町といたしましては、男女平等、女性の地位向上からスタートし、現在に至る男女共同参画に関する取り組みについて、町全体でこれからも時代の変化に合わせて行ってまいりたいと思っております。

また、男女共同参画推進事業及びセンターに関する住民への周知につきましては、広報、ホームページやSNSをより積極的に活用し、広い世代に積極的に働きかけたいと考えております。

男女がお互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、住民の力、地域の力、企業の力が必要となります。今後も皆さんの御理解と御協力を得ながら、推進センターを拠点に、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな充実した事業を積極的に行ってまいりたいと、このように考えております。

また、議員のほうから、ここ数年、事業が低調だというお話もいただいておりますけれども、埼玉県町村でセンターを設置した事業を行っているのは上里以外にはなく、他の町以上に男女共同参画に力を入れていると考えております。毎年開催しております男女共同参画週間、講演会の近年の内容は、家事、子育て、介護など、家庭での男性の参画を呼びかけている講演を行うなど、時代の流れに沿う事業を展開しております。また、町全体といたしましては、社会教育事業を初め子育て支援事業、料理教室など、男女共同参画を推進するさまざまな取り組みを行っているところでございます。

次に、2番の環境社会の取り組みについての廃棄物の抑制についてでございます。

平成12年6月に公布された循環型社会形成推進基本法によると、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、あらゆる物資の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会、いわゆる循環型社会を形成することが急務とされておるところでございます。

現在、上里町におきましては、限りある資源の有効利用、廃棄物の抑制のため、資源ごみの分別回収や、使用済み小型家電の回収事業を行っております。各行政区に対しまして、資源ごみの回収量に応じ、資源ごみ分別収集補助金を交付しています。また、みずから資源回収を行うリサイクル団体に対しましては、リサイクル活動推進奨励補助金を交付しております。これらにより、町民によりリサイクル活動を奨励し、ごみの削減やリサイクルの推進に取り組んでいるところでございます。

小山川クリーンセンターの資料によりますと、平成27年度における回収した資源ごみの売却額は、児玉都市全体で701万7,000円でございます。そのうち上里町分の売却額は164万3,000円となっております。これは児玉都市全体の約23%を占めている状況でございます。

次に、 の生ごみの水切りの周知についてでございます。

生ごみの削減に有効な方法といたしましては、各家庭において必要な食材だけを用意する、食べ残しをしないなどの極力ごみを出さないという取り組みが第一優先でございますが、野菜の皮など、どうしても出てしまった生ごみにつきましては、水切りと乾燥が有効であるとされております。生ごみの水切りや乾燥の有効性といたしましては、議員御指摘のとおり、生ごみの腐敗を防ぎ、悪臭を軽減できることや、ごみが軽くなることで、収集運搬やごみの焼却効率が向上し、経費の削減が期待できるとともに、温室効果ガスの排出量を抑えることにもつながります。

このように、生ごみの水切りにつきましては、各家庭での一手間が大きな効果をもたらすことから、今後、町といたしましても、より一層その広報に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、 3 の食品ロス減少運動についてでございます。

消費者庁の発表によりますと、家庭における 1 人当たりの食品ロスは、1 年間で 24.6 キログラムと試算されております。これは茶碗 164 杯分の御飯に相当します。わかりやすく言えば、国民 1 人当たり茶碗に半分の御飯を毎日捨てている、このような換算になるわけでございます。日本国内において多くの食品が廃棄されているという状況に驚きを感じておるところでございます。

さて、食べるということは命をいただくことにほかなりません。つまり、食べ残しをしないということは、命を大切にするという発想にもつながると考えております。現在、町内の小学校においては、栄養教諭の食育指導に加え、給食を完食した生徒に、ある学校では、ぺろり賞を授与するなど、食べ残しをしないという教育に取り組んでいるところでございます。また、学校給食センターでは、給食の食べ残しを堆肥化することで食品ロスの減少に努めておるところでございます。

家庭での食品ロスを減らすにも、先ほども少し触れましたが、必要な食材だけを用意する、食べ残しをしないなど、各家庭における取り組みが非常に重要でございます。今後、上里町といたしましても、食品ロスのさらなる削減について、広報かみさや町のホームページを利用して、町民に広く啓発してまいりたいと思っておるところでございます。

環境省が推進する容器包装廃棄物の排出抑制において、レジ袋削減の取り組みは重点施策の一つであります。上里町町内の小売店舗におきましても、マイバッグ利用者への優遇制度や、レジ袋の有料化が実施されており、施策の効果を感じるところでございます。上里町といたしましては、町民や事業者に対し、リサイクルの三大原則と言われる、ごみを出さないリデュース、使えるものは再利用するリユース、缶、ペットボトルなどの資源は再生利用に努めるリサ

イクル、これら３Ｒに関する理解と協力を求め、またその活動を支援するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君）　３番仲井静子議員。

〔３番　仲井静子君発言〕

○３番（仲井静子君）　町長の答弁の中に、よく町民に周知する方法として、広報を使うとか、ホームページを使って周知するということを言うんですけども、それは、今までずっと町民に知らせる周知の方法が広報とチラシ、ホームページ等だったんですけども、それがどのくらい効果があるかということを考えますと、私としては、もっと効果的な周知の方法があるのではないかと。そして、その方法というのは、デモンストレーションを、集会所とか公民館とかそういうところに行って、生ごみの扱い方についても実際やって理解していただくという方法はとれないものでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（納谷克俊君）　町長。

〔町長　関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君）　広報とかそういう形の中で周知するのが一番手っ取り早いのではないかなと。これは、広報はほとんど全戸に配布されておるわけでございますから、多くの町民に読んでいただけるという中では、広報が一番全戸に伝わりやすい、そんなふうに思っておるところでございますけれども、これからは、公民館活動の中で、ごみの収集だとかそういうことも、いろいろな形の中で周知を、より多くの皆さんに周知できるように図っていききたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君）　３番仲井静子議員。

〔３番　仲井静子君発言〕

○３番（仲井静子君）　というのも、私、交通事故が多いときに、あるグループが寸劇をやりましたね。あと、振り込め詐欺の寸劇もやったんですけども、ああいう方法がすごく効果があるんじゃないかな。水切りとかそういう資源ごみに関する、ごみの分別に関しても、実際にこれは危険物ですよ、これは資源ごみですよというような、実際にやってもらうと、皆さん記憶に残っているんです。目に訴えて、言葉に訴えると。だから、そういう方法が一番効果があるのではないかと私は思っています。

○議長（納谷克俊君）　町長。

〔町長　関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君）　住民に周知する方法といたしまして、平成27年８月の広報かみさとは、「上里の生活環境について」と題しまして、ごみを減らす取り組みや省エネの取り組みなどについて紹介をさせていただいたところでございます。

今後、広報かみさと、ホームページを効果的に利用してまいりまして、町民の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、今後、新たな取り組みといたしましては、平成28年11月に、行政をもっと知ろう出前講座、生活環境編の開催を予定しておるところでございます。これは、町在住者等を対象に、上里町の職員が講師となって、ごみやリサイクルに関する講義を行うというものでございます。また、当日は小山川クリーンセンターへの見学も予定しているということでございます。これらの出前講座は、行政に関する知識や関心を高めるということも目的の一つでございます。公民館事業の一環として、特徴のある講座や開催をしているところでございます。

また、議員より提案のありました寸劇につきましては、今までも交通安全に関する寸劇や、消費生活に関する寸劇などを実施してまいりました。これらは各方面から好評をいただいておりますのでございまして、ごみ問題に関しましては、これらが適用できる可能性があることから、今後、研究を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 次に、男女共同参画推進センターについてお尋ねします。

上里町は推進センターが埼玉県内で第1号なんですけど、ここ数年動きがないと言っているのは、職員の専門性が欠けているのではないかと。ここの恐らく推進センターのほうにもこういういろいろな情報が入っていると思うんですけども、職員は果たしてそこに行って勉強しているのかというのが一つ疑問がありますけれども、研修体制が整っていないんじゃないかと思いますが、どうなんでしょう、町長、お尋ねいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたように、職員は適正配置をさせていただいておる、そういうふうに認識をしておるところでございます。

また、職員の研修等には積極的に参加させていただくように、職員の皆さんにも周知をしていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） その町の研修体制なんですけど、課長からここに行きなさいと言われて行くのか、職員がこれを、この講演に行って勉強したいから行ってきていいですかと許可をいただいて行くのか、そこのところはどういう方法なのか。課長の命令とか、上司が部下とかそういう人たちに命令して講演会に行って研修するのか、それとも、担当の職員がこういう講演

があるので是非行って勉強したいと言って、上司の許可をもらって行くのか。そのところ、
どういう体制になっていますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 例えば、国や県でそういった講演会だとか講習会、そういうものがあれば、積極的にそういうところへも研修に参加をさせるというふうに思っております。また、職員が研修をしてきて、これはすばらしい研修であったなという実感が湧けば、そういうものを講師として、また地元に戻って、そして男女共同参画推進センターの皆さんへ、そのほか皆さん方に呼びかけて研修等も行っていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） その今聞いたことは、要するに嵐山とか、いろいろなWith You さいたまなんか行ったときに、町の職員の姿は一回も見たことがないと。ほかの市町村の担当職員は、この間又エックに行ってきたんですけれども、ちょうど1週間前、そのときは、本当に北海道から沖縄まで、その指導的立場にある職員はそこで勉強しているわけですね。そのときは赤松さんが見えて講演したんですけれども、均等法から30年ということ。

担当職員は、指導的立場にある職員は、そういうところに行って情報なり勉強してこないと、この町のセンターが有効活用できないんじゃないかと、私はそういう観点からこの質問をしたんですけれども、もっと積極的にやっていただきたいというのと、あと、推進センターに携わる職員のためのセミナーもやっているわけです。それが、どこでやっているかという、全国女性会館協議会というのがあるんですけれども、これは埼玉県ではどこが登録しているかなと調べたところ、越谷とWith You さいたまが登録しています。どういうふうにやって推進センターを運営していくのか、どんな内容の講師を呼んで講演するのかと、全てこういうところで教えていただけることもできますし、あと、国立の女性会館、嵐山、あそこでも推進センターの運営の仕方、指導しています。講師の派遣もしています。こういうところを是非有効活用して、上里町に持ってきていただきたいなという思いがあるんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 嵐山で行われた研修会に上里町の職員が参加していなかったと、そういうお話でございますから、細かい内容につきましては、どういうふうな形の中で通知があったのかどうか、私もわかりませんが、そういうところへは必ず参加をするようにという

ことで、よく指導をさせていただきまして、職員の指導的立場の人が日本中から集まっているということでございますので、その辺のところは、是非そういうところへは必ず参加をなさいというような指導を今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 是非とも、先ほどの条例に沿って、人事育成ということと、組織のマネジメントの向上を図る意味でもやっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） 議席番号6番岩田智教です。

議長のお許しがありましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

内容は、児童虐待についてと学校給食についてということで、細かい点についてお話ししたいと思います。

まず、1番、児童虐待について。

(1)上里町の児童相談所へ過去5年間の通報のあった児童虐待の件数や虐待を受けた児童の年齢についてお聞きしたい。

全ての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障されると児童憲章にうたわれているように、全ての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を実現していかなければならないのに、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっています。

8月4日付の新聞報道で、2015年度に全国の児童相談所が児童虐待の相談、通告を受けて対応した件数は過去最悪で、前年度をさらに1万4,329件上回る10万3,260件になったことが厚生労働省のまとめでわかりました。都道府県などが設置する児童相談所は、2015年時点で全国で208カ所あり、同省が対応件数を集計した1990年度に1,101件だった件数は、25年連続で増え、最近10年間では約3倍となっているそうです。同省によると、2015年7月、通告を受け付ける

全国共通ダイヤルに 3 桁、189、「いち早く」と、そういう覚えやすい番号なんですけれども、新しい番号を加えて以降、覚えやすい番号になったことで、近隣住民からの通告が増えたと見られているそうです。

また、虐待死に至る子のほとんどは虐待通報をされていないこともあり、通報値より虐待件数がさらに多いと考えられます。

埼玉県内でも平成27年度、虐待通告件数は8,387件で、大阪府、これが第1位です。神奈川県、これが2位、東京都3位に続き、全国ワースト4で、10年前の4倍に増加しています。平成27年度の県内の児童虐待数8,387人のデータによると、児童虐待の年齢構成の割合、ゼロ歳から3歳未満の子どもが1,782人、全体の21.2%、3歳から就学前の子どもが1,992人、全体の23.7%、小学生が2,739人、これが全体の32.7%、中学生が1,238人、全体の14.8%、高校生が636人、全体の7.6%でした。

また、全国で無理心中を含む児童虐待死は、平成19年から平成23年、データは古いんですけども、この5年間を見ますと、142人、128人、88人、98人、98人、多少ながら減っていますけれども、それでも100人前後の虐待死というのがあります。

また、埼玉県内で平成21年から平成26年の5年間で、被措置児童等虐待事案、これは児童が保護されている里親または養護施設、障害児施設での虐待、これが何例か発生しているようです。そのような事例は上里町ではないのでしょうか、町長にお伺いしたい。

また、児童虐待のうち、小・中学生が虐待を受ける割合が全体の半数に近い現状ですが、上里町で虐待があった場合、虐待を受けた子どもに対する学校としての指導はどのようになっているのか、教育長にお伺いしたい。これが1点目です。

2点目、児童虐待の種類はどのようなものが多いのか。

児童虐待防止法の第2条では、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

1番として、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2番として、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

3番として、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

4番として、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待は、埼玉県内でも一番多いのが心理的な虐待といって、児童に暴言を浴びせる、おびえさせる、子どもの前で妻などに暴力、逆の場合があるかもしれませんが、DVをするのが半数以上の53.6%。2番として身体的な虐待。児童を蹴る、殴る、乳児を激しく揺するなど、

身体に危害を加えるもの、これが24.3%。3番としてネグレクト。必要な養護をしないで放置する、食事を与えない、これが21.1%。4番として性的な虐待。児童にわいせつな行為をする、またはさせる、これが1%の順ですが、上里町ではどのような虐待があるのでしょうか、町長にお伺いしたいと思います。

3番目として、虐待を受ける子、虐待をしやすい人の傾向は。

断定することはできませんが、統計的に見て虐待を受けやすい子の傾向は、親の手がかかる乳児期の子ども、なかなか言うことを聞かず、育てにくさに問題のある子ども。また、逆に虐待をしやすい親の傾向として、望まない妊娠や子どもに愛情を持ってない、育児不安やストレスを蓄積しやすい親、産後の鬱病、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存症、親自身の心身が不安定になりやすい人、また、保護者自身が子どもに虐待経験を持っている人と言われています。

8月29日付の読売新聞で、乳児の虐待死を防ぐため、平成29年度、望まない妊娠に悩む女性を支援するため、産科医療機関に児童福祉士を配置するモデル事業に国が乗り出す。これは、児童虐待防止のために、このような人にアンテナを張って観察し、援助の手を差し伸べるということですが、上里町では、虐待を受けた側、虐待をした側の傾向について把握しているのでしょうか、町長にお伺いしたい。

4番目、上里町の児童虐待の対応策はどのようなものか。

県レベルでの対応しているところでは、大阪府として、妊婦向けの相談窓口の開設、平成23年度より大阪府子どもを虐待から守る条例を施行しています。望まない妊娠対応の窓口をつくっている。東京都では、虐待対応窓口、児童相談所に警察官OB、平成24年より生活安全部門で経験のある警察官OBを虐待対応専門委員として児童相談所に配置、児童福祉士と連携し、虐待対応力の強化をしている、こういうことがある。

また、市民レベルの運動としてオレンジリボン運動があります。オレンジリボン運動は、2004年、栃木県小山市で、3歳と4歳になる2人の兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その顔を見たコンビニの店長さんが警察に通報したのですが、一旦は保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置をとらなかったため、車の中でさんざん暴行を受け、虐待死したという事件です。その反省から、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくそうと呼びかける市民運動です。

児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子どもの虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

最近でも、一時保護をしなくても大丈夫という児童相談所の判断後、家庭に返し、その後、

虐待死したという事例もあります。児童虐待通報件数の多さから、県内の6つの児童相談所での児童の保護や対応は可能なものか心配されています。上里町として、虐待の予防策や虐待を未然に防ぐための方策として、どのようにお考えでしょうか、町長にお伺いします。

では、2番目として、学校給食についてです。

上里町の学校給食で残食（食べ残し）はどれほどあるのですかということ。

7月中旬、文教厚生常任委員会で本庄上里給食センターの見学をさせていただきました。これによると、学校栄養士が3名、本庄市の採用の栄養士が1名、食中毒を起こさない衛生管理、作業する調理員の動きやすさを考えた建物であることがわかりました。

食中毒が万一起こっても拡大しないためなのか、3つのコース、中学のコースの食事、Aコース、これ小学校ですけれども、本庄の東小、仁手小、中央小、西小、旭小、北泉小、この食事をつくるコース、Bコース、藤田小、本庄南小と上里町5つの小学校をつくるコースの3つのラインで異なる給食をつくり、配食をしていること。地産地消、生産者の顔が見える食材というふうな観点から、地元の野菜農家から食材を購入しているようです。

幼稚園の児童にも、学校に上がる前に給食の体験をさせているというような説明もありました。献立ではカレーが好きだとか、食材は肉が好き、野菜、魚嫌いという傾向があるというふうな説明もありました。また、献立表を見ると、小学校からのリクエスト食というんですか、そういうものも行っているそうです。

学校給食について調べたところ、1889年、明治22年に、山形県の鶴岡市の私立忠愛小学校、ここで貧しい家庭の子どもたちに米飯を無料で給食したのが初めてとされています。これは寺子屋みたいなものであるというような話です。戦前までの学校給食は、貧困児童の救済を主な目的として運営されてきました。

全児童を対象とした公的な学校給食が全国的に始まったのは、戦後の1947年、昭和22年1月からだそうです。1946年、昭和21年のクリスマスの日に、日本の子どもたちにと脱脂粉乳、小麦粉、缶詰などが連合軍総司令部、GHQですね、及びララ委員会から送られ、栄養不良の日本の子どもを救う必要があるというGHQの勧告に基づいて学校給食が再開されることになり、送られたようです。

1949年、昭和24年に入ると、ユニセフによる無償のガリオア資金が供与されるようになり、脱脂粉乳によるミルクのみの給食やおかずのみの給食を含め、パン、ミルク、おかずによる学校給食が全国に普及してきたそうです。

1951年、昭和26年9月、日米講和条約の調印に伴いガリオア資金が打ち切られることになり、給食を実施する学校が減少しましたが、政府が学校給食を恒久的なものにするため、1954年、昭和29年6月、学校給食法を制定し、学校給食の目的や目標、国庫負担などが明確になったそ

うです。1965年、昭和40年代になって米飯給食が行われるようになりましたが、施設設備が十分でなかったこともあり、献立の内容をいろいろ工夫しながら行われました。

2008年、平成20年6月に学校給食法が大幅に改正され、2009年、平成21年4月より施行されました。改正の目的は、学校における食育の推進を図る観点から、学校給食の目標を見直し、栄養教諭等がその専門性を生かして、学校給食を活用した食に関する指導を行うとともに、文部科学大臣が定める望ましい基準に照らして、学校給食の衛生管理に定めるものとしますという変遷をたどって、現在に至っているようです。

私など団塊の世代で食糧難の時代に育った者は、出されたものは何でも残さず食べる、食べられることに感謝しなさいというふうに親に教わって育ちました。現在、飽食の時代に育った子どもたちは、食べたいもの、好きなもの、お金さえ出せば何でも食べられる。また、痩身、痩せることが美人という、こういう風潮がありまして、中には拒食症、食べたものをトイレへ行って嘔吐してしまう、そういう子どももいるというふうに聞きます。

朝食を抜く生活の子どもや、ファストフードを手軽にとる子どもたちにとっての学校給食は、年間の食事回数、365日掛ける3というふうに考えると、1,095回ですから、おおよそ1,100回、そのうち学校給食の回数というのは大体190回から200回ぐらいと考えられます。全体の食事に占める割合としては5分の1、20%程度に過ぎないものですが、偏った食生活をしている子どもたちにとっては大事な食事だと思います。

食べ残しの量によっては、学校給食の目標、適切な栄養摂取による健康増進を図ることができないようになってしまおうと思いますが、残食の量は上里の小・中学校でどれくらいあるのでしょうか、教育長にお伺いしたいと思います。

(2)として、残食を減らすにはどのようなことを工夫しているのか。

学校給食は、目標の2で、自分の健康を考えた食生活を送ることができる習慣を身に付けるための健康教育としての役割を持ち、食事を好き嫌いだけで選ぶのではなく、健康を考え、自分に適した食事と、礼儀や人を思いやる人間関係を育てることを目的に、自分の食べる量を考え、他の人のことも考え料理をつくるバイキング方式やカフェテリア方式など、選択できる給食が多くの学校で行われているようです。これも食べ残しを減らす工夫の一つではないかと思います。

また、学校給食法施行規則によると、完全給食というのは、パン食または米飯、これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の米加工食品を含む。補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいうとあります。

どの給食にもミルク、また現在はミルクというよりは牛乳が使われているようですが ―― が

必要なのですが、寒い時期の牛乳の飲み残しがどこの学校でも問題となると思います。上里町の小・中学校ではどうでしょう。また、牛乳にコーヒー味やイチゴ味、ココア味、牛乳調味料が使われたことがあります。現在はそのようなものはないのでしょうか。

また、年齢の小さい子の食事の様子を見ると、嫌いなものは口に入れても吐き出してしまふ、食感や味に敏感で、おいしいよ、一口でも食べてごらんという言葉がけでも、嫌いなものは嫌い、そして頑として受け付けない、そういう傾向があります。食べる指導だけで残さず食べるというのはなかなか難しいと思います。給食のづくり手、調理員のよほどの工夫がないと無理ではないかと日ごろ感じているところです。

牛乳の飲み残し、給食の食べ残しを減らす工夫として、上里町の小・中学校ではどのように行っているのでしょうか、教育長にお伺いします。

(3)として、食物アレルギー等による除去食、代替食について。

自分が食べる除去食以外の給食を食べ、食物アレルギーによるアナフィラキシーによる死亡事例が以前報道されたことがあります。本庄上里給食センターでの除去食、代替食、食物アレルギーのある子どもにどのように対応しているのでしょうか。

また、上里町のアレルギーのある児童・生徒に対し、学校やクラスでの対応はどのようになっているのでしょうか、教育長にお伺いします。

また、上里町内の学校で、在日外国人の受け入れ数が多いようですが、宗教上食べることが禁止されている牛肉であるとか豚肉については、上里町の小・中学校ではどのように考え、対応しているのでしょうか、教育長にお伺いします。

これで1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 岩田議員の質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1番の児童虐待について。

の上里町の児童相談所へ過去5年間の通報のあった児童虐待の件数や虐待を受けた児童の年齢についてと、 の児童虐待の種類はどのようなものが多いのかについては関連がございますので、一括で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、熊谷児童相談所に児童虐待の相談があった上里町の児童の年齢と件数についてでございますが、平成24年度の相談件数は13件で、年齢別に見ますと、3歳児未満児が5件、3歳児以上未就学児が4件、小学生が3件、中学生が1件でした。また、平成25年度は合計で16件で、3歳児未満児が4件、3歳以上未就学児が6件、小学生は3件、中学生が3件でございました。

平成26年度は9件で、3歳未満児が2件、3歳以上未就学児が4件、小学生が2件、中学生が1件でした。平成27年度は45件で、3歳未満児が16件、3歳以上未就学児が9件、小学生が13件、中学生が6件、高校生以上が1件でございました。

なお、児童相談所の相談件数につきましては近年急増しておりますが、受け付け件数は、実際には児童虐待には当たらない通告ケースとして、兄弟げんかや夫婦げんかなども含まれておるようでございます。

また、上里町に直接相談のあったケースも増加しております。要保護児童相談対策協議会の平成27年度取り扱い件数につきましては、継続案件も含めますが、全体で72件と、平成26年度の41件から31件の増となっておりますのでございます。

次に、被措置児童等虐待事案についてでございますが、上里町内には児童養護施設上里学園と、熊谷児童相談所より委託されております2件の里親家庭がございまして、今までにそのような虐待事案は発生しておりません。

続いて、児童虐待の相談の種類についてでございますが、主要4相談といたしまして、心理的虐待や身体的虐待、また子どもの世話をしないネグレクト、性的虐待が主な相談の種類となっておりますのでございます。

なお、その内訳につきましては、平成24年から平成27年度の合計を見ますと、身体的虐待が28件、ネグレクト虐待が27件、心理的虐待が25件、性的虐待が3件となっておりますのでございます。

次に、虐待を受けやすい子、虐待をしやすい人の傾向についてと、の上里町の児童虐待の対応策のどのようなものかについて、関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

虐待の傾向をつかむのは難しい部分もございますが、町の相談表の内容をもとに調査をいたしました。まず、親が子ども自身の特徴や個性に対して否定的な感情を持った場合などに虐待が発生するケースが見受けられました。また、虐待の発生状況を見ますと、夫婦が互いに理解し、支え合う関係にない場合や、隣近所、親族との付き合いが希薄な場合、生活の不満やストレスを家庭外で発散できなかった、育児不安、育児の関心が低い場合などが見受けられたところでございます。

次に、上里町の児童虐待の対応策と児童対策についてでございますが、まず、本庄警察署の生活安全課と情報共有の徹底につきまして双方で確認をいたしまして、事案の発生した場合は、子育て共生課に連絡が入り、対応をいたします。また、保健センターの保健師による乳児家庭全戸訪問時や、各種健診時の状況報告、保育所の保育士による着替え時などの目視確認や状況報告、また、教育委員会の学校教育指導室と連携し、小・中学校からの報告に対して家庭訪問

による対応を行っておるところでございます。さらに、民生児童委員とも情報の共有を行っており、家庭訪問による見守りも行っておるところでございます。

なお、虐待と思われる通報に対しましては、48時間以内の子どもの安否を目視で確認できるよう、繰り返し訪問をしておるところでございます。

また、児童虐待防止ポスターの町内施設への掲示を行っており、オレンジリボン運動につきましましては、11月の児童虐待防止推進月間などで、広報やホームページを使つての啓発も検討してまいりたいと思っておるところでございます。

現在、月に1回、埼玉県から児童相談所OBが派遣されており、児童虐待担当職員のスキルアップとして、対応策や予防策を含めた助言や指導をいただいております。今後、町といたしましては、急増する相談や通告に対応できるよう、児童相談所のOBや専門職員等の配置について検討してまいりたいと、このように考えております。

なお、小・中学校での児童虐待への指導については教育委員会が所管となりますので、教育長から答弁をさせていただきたいと思います。

次に、学校給食についての御質問にお答えを申し上げます。

上里町の学校給食の残食、残渣はどれほどあるのかについて、の残食を減らすにはどのようなことを工夫しているのかについて、の食べ物アレルギー等による除去食、代替食について、子どもたちが安全で安心して食べられる食の提供に関する関連質問と考えますので、一括で答弁をさせていただきたいと思います。

上里町立小学校の学校給食につきましては、本庄学校給食センターにおいて、学校給食基本計画に基づく食を通じて、子どもたちの心身の健全な育成を図るという基本理念のもと、学校給食に求められるさまざまなニーズに応えられるよう、安全で安心な給食の提供が行われております。

献立につきましても、家庭の食事状況も勘案し、児童・生徒の栄養バランスに配慮して策定をされた学校給食摂取基準を踏まえ作成されております。しかし、栄養管理された給食であっても、残食が多ければ児童・生徒の健全な発育を支えることはできません。また、児童・生徒の実態に応じた食べ物アレルギー対応給食の充実が求められていることも認識しております。

そのようなことから、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図るという学校給食の目標が達成されるよう、残食や食べ物アレルギー対応について把握し、町といたしましても、食育を含め、適切な教育が行われることを願っておるところでございます。

御質問については教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 岩田智教議員の私に対する質問に順次お答え申し上げます。

1、児童虐待についての 上里町の児童相談所へ過去5年間の通報のあった児童虐待の件数や虐待を受けた児童の年齢についてのうち、虐待を受けた子どもに対する学校としての指導についてでございますが、虐待を受けた児童・生徒が発見された場合は、速やかに該当児童・生徒から聞き取りを行い、早期対応の観点から、上里町に通告をさせていただいております。

通告後の対応につきましては、該当児童の出欠状況、登校時の学校生活の様子、不自然な外傷がないか等の観察を行い、関係機関への定期的な情報提供を行っております。また、関係機関とのケース会議を設け、対応策についても協議をしておるところでございます。

さらに、日常的な健康観察や児童・生徒との会話、担任による個別面談、定期的な健康診断等、児童・生徒の心身の状況把握を通し、虐待の早期発見に努めておるところでございます。

次に、学校給食についての御質問に順次お答え申し上げます。

岩田議員御指摘のように、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るという学校給食の目標達成に向け、学校給食での残食や食物アレルギー対応について把握、改善し、適切な食の提供を行うことは、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、大切なことであると考えております。

まず、 の上里町の学校給食の残食、残渣はどれほどあるかについてでございますが、現在の上里町の給食制度の中では、各学校の残食を計測することは難しい面がございます。したがって、上里町全体の残食量は出ておりません。

残食についての御質問がございましたので、給食センターに伺ったところ、上里町だけの残食についても数量は把握しておらないということでございます。本庄と上里に提供している学校給食の残食を合わせた量を記録としてとっているようでございます。

具体的には、御飯の残食量は1日平均約141キログラム、残食率は16.5%。パンの残食量は1日平均約5.6キロ、残食率は約5.8%。食缶で提供した給食の残食量は、1日平均167.9キログラム、大食缶で提供した給食の残食量は、脱水機にかけて水分を飛ばしており、飲み干すことができず、大食缶に入れた牛乳も含めて計測しており、65キログラムであるとのことでございます。

次に、残食を減らすにはどのような工夫をしているかについてでございます。

各学校とも残食が出ていることを認識しており、各学校とも給食は栄養バランスを考えて調理されておりますので、残さず完食することが大切であることと捉えております。そのための工夫といたしましては、配食時の工夫でございます。本来のバイキング方式ということではご

ざいませんが、給食の配膳量を個々に応じて調整し、盛りつけることによって、完食できるように配慮しておるものでございます。また、日常的に各学級で残さず食べるよう、継続的に指導しております。

また、上里町に1人配置されている栄養教諭を活用し、小学校1年生、3年生、中学生を対象に、「給食について知ろう」、「食べ物の働きを知ろう」など、食に関する指導も行っており、ところでございます。

さらに、学校給食を提供していただいている本庄上里給食センターには、2年に1回、各学校が希望する給食を調査し、希望に沿った献立を提供してもらっております。このように、献立作成に児童・生徒の希望が生かされることによって、学校給食への興味、関心が持てるよう工夫をしております。

また、年に1回、小学校5年生と中学校2年生には、「給食は全部食べられますか」、「残すものは何が多いですか」など、給食アンケートをとっており、その結果を受け、献立や味つけや切り方などの調理方法の工夫を行っていると伺っております。

また、牛乳の飲み残しの御質問がございましたが、各学校とも冬期の牛乳の飲み残しが多いということは認識しております。飲みやすくするための牛乳に加えるコーヒースープなども定期的に、献立から見ますと提供されておるようでございます。

今後も残食を減らすことができるよう、本庄上里給食センターや栄養教諭と連携を図り、食に関する指導を充実させていきたいと考えております。

次に、食物アレルギー等による除去食、代替食についてでございます。

埼玉県が全県的に取り組んでおります学校生活管理指導表、保健調査票を活用し、保護者からの申告によって学校が子どもたちのアレルギーについて把握し、その中から抽出し、アレルギー代替食や除去食の必要の有無を確認しておるところでございます。この確認に基づき、保護者、学校、給食センターが協議を行い、食の提供が進められております。

また、代替食や除去食の誤食を防ぐため、専用調理室で調理した専用の個別容器に入れて提供されております。センターから運ばれてきたものは、学校の職員室まで担任が代替食を取りに行き、本人に直接手渡しをして食べさせる手順を踏んでおり、誤食を防いでいるものでございます。

給食センターに聞いたところによりますと、アレルギー対応給食については、平成23年4月から卵と乳の対応給食を提供しております。対応の基準は、毎年1回医師の診断を受け、先ほど申し上げました学校生活管理指導表、アレルギー疾患用を提出することと、アナフィラキシーショックを過去に発症していないこととし、学校の担当者、該当クラス担任と綿密に連携して提供されております。

ちなみに、平成28年度の上里町では、6人の児童・生徒に提供されております。

卵、乳以外のアレルギーを有する児童につきましては、加工食品の原料配合表、明細献立表を、2週間前に給食センターのホームページや該当する学校、該当するクラス担任を通じまして保護者のほうに情報を提供しております。

さらに、28年度から、前年度まで対応されていなかった主食のパン、小袋チーズ、飲み物等にも広げられており、卵、乳のアレルギー対応食は全て給食で対応しておるところでございます。

また、宗教上食べることを禁じられている牛肉、豚肉等の対応につきましては、現在取り組みがされております。上里町にも多くの外国籍の児童・生徒、特に最近は国籍が多くなっており、子どもたちが在籍しておりますので、給食、教育委員会の中で話題に出していけたらというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） 幾つか再質問をさせていただきます。

上里町の虐待の数、また通報された件数についてお聞きしましたが、その中で、一時保護されたという例はあるのでしょうか。それが一つと、あとは……

○議長（納谷克俊君） 一問一答をお願いします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 一時保護した例はあるかという御質問でございますけれども、まだそういう実例は聞いていないようでございます。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） では、児童虐待が通報されたけれども一時保護がないということなので、今まで1から4番について質問したんですけれども、結局問題が起きて子どもを保護する、そういう状況であるよりも、問題が起こらないように対応するのが上里町としては一番大切なことではないかと思えます。

それで、結局子どもたち、子育て支援、これを平成27年3月ですか、上里町の子ども・子育て支援事業計画、これをつくって、これを実施してもう1年経ったわけなんですけれども、確か説明のとき、1年1年の実施状況を評価して、その次の年度に取り組みたいというようなことがあったと思いますが、この実施状況というのは、1年たった現在、おおよそで結構ですので、

どうなんでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 子育て支援事業計画におきましては、子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児期の教育、保育と子ども・子育て支援施策を計画的に実施するため、平成27年、先ほど議員がおっしゃられましたように、3月に作成をしたところでございます。

町はそれに基づき、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指してさまざまな事業を実施しており、子育て家庭における孤立感と負担感を軽減することが児童虐待を減らしていくことができると、このように考えておるところでございます。

子育て支援事業につきましては、常に点検、評価をしながら、本計画に定めた質の高い幼児期の教育、保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） はい、ありがとうございました。

では、教育長にお聞きしたいんですけども、先ほどのアレルギー食が必要な者の健康調査のところに、医師からの診断というのが何か私の耳には聞こえてこなかったんですが、そういうものは要らないんでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げました学校生活管理指導表という指導表を提出していただくわけですけども、これには医師のサインをもらうところがございます。したがって、医師との関係はきちんととっているという状況です。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） 給食の献立表をインターネットで見て、それをちょっとコピーさせてもらったんですけども、給食の献立表の中に、平均摂取量、例えば中学コースの7月の場合ですけども、856キロカロリー、摂取基準額820キロカロリー、たんぱく質も同様に書いてあるんですけども、平均摂取量が摂取基準額よりもおよそ30キロカロリーぐらい多いので、およそ三、四%くらいの残食を見越してそのように立てているのかなというふうに感じたんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今、残食を見込んだ献立をつくっているんじゃないかというふうな御質問なんですけれども、今7月の献立表というお話だったんですけれども、6月の献立表を見ますと811キロカロリーなんです。それから、5月の献立表を見ますと、平均すると817キロカロリーというように、摂取基準値をやや下回る月もあるということでございます。

センターに聞いたところによりますと、児童・生徒の栄養バランスに配慮して、摂取基準値に沿って献立を作成しておりますが、日によって、また月によって摂取基準値を上回ったり、やや下回ったりするということがあるということは、献立によってきっかりとそのカロリーを均一にするということは大変難しい面があるから、平均化すると、あるいは年間を通して考えると摂取基準値に近い、あるいは摂取基準値を上回るということを考えて献立をつくっているそうでございます。

したがって、残食を見越しての献立ではないというふうに私は考えております。

○議長（納谷克俊君） 6番岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

○6番（岩田智教君） ありがとうございます。

これで再質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午後1時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号1番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今回の質問は、昨日9月1日は防災の日ということであり、防災意識の向上と事前の準備について盛り込んでございます。

それでは、始めます。

1、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について、2、雨水対策について、3、空家対策特別措置法施行後の放置空き家についてであります。

以上3点を、通告順に従いまして順次質問をいたしますので、御答弁のほどよろしくお願

を申し上げます。

では、初めに、１、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について、被災者台帳作成の考え方について伺います。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の支援を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳のことであり、災害対策基本法第90条の３第１項において、市町村の長が作成することができるかとされています。この被災者台帳を作成することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されています。

６月定例会において、私は国土強靱化地域計画のことを質問いたしました。東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震等の大規模災害での教訓を生かしていくという話に通ずるものがありますが、最近では、台風による被害が北海道、東北にもたらされました。被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。このように、日本の中では絶対に安心というところはございません。全ての自治体において事前の準備をしておくことは不可欠であると私は考えます。全国でも被災者台帳への認識が高まりつつある中、その作成となると必ずしも進んでいないと聞き及んでいます。

そこで、お尋ねいたします。

上里町での被災者台帳の作成についてのお考えはいかばかりでございますでしょうか、町長にお伺いいたします。

続きまして、「被災者支援システム」の導入・運用についてであります。

先ほど、被災者台帳作成について進んでいないということに触れましたが、この進んでいないという実態を踏まえて、内閣府防災担当では、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例集、導入支援実態報告書及びチェックリストを提示しています。この内閣府の報告において被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げている被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構「J-LIS」の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開から提供までされています。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金、義援金の交付、救護物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援事務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、いつ起

こるかわからないことにお金も労力もかけられない、またはS Eのようなコンピューターに精通する職員がいない等、消極的な意見が聞かれるようであります。しかし、この被災者支援システムは、先ほども言いましたが、阪神・淡路大震災の渦中に職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力がある職員がいなければできないというものではありません。

既にシステム導入されている奈良県平群町では、昨年3月、世界銀行のスタッフが同町を訪れ視察、防災対策の先進国である日本のリスク管理の事例、災害に備えた住民や行政のさまざまな試み、アイデアを世界に向けて紹介したのです。世界からも注目される被災者支援システムの導入に当たっては、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能です。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円程度の予算で済みます。

既に導入しているところでは、埼玉県では北本市で、これは先日私も説明を総務課のシステム担当の職員の方に聞いてまいりました。自分たちで立ち上げたようでございます。ほかでは、福井県敦賀市などでは民間企業に導入委託して46万円だったという自治体もあります。

埼玉県では、被災者支援システムインストールキー発行団体数は、平成28年5月現在、33団体であり、全国では910の発行団体数となっています。このように、自然災害等で被災に遭った場合、行政において適切な準備がなされているとあらば、町民の皆様も安心されるのではないのでしょうか。現在、まだ上里町では導入されていないと聞いております。この被災者支援システムを早急に導入すべきと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、2、雨水対策について、雨水がたまりやすい箇所の改善について伺います。

平常の雨では余り気づくことはないのですが、ゲリラ豪雨のような集中的に降る雨の場合、水はどうしても低いところへ集まっていくため、その流れが激流状態となる箇所が町の中で見受けられます。周りが全てアスファルトで固められていることで川の状態となってしまうのは、都市化が進むにつれ、ある程度仕方ないところはあります。しかし、設計の段階で想定して、特に広い面積を有する場所では、その中に降った雨水の処理を、最近では自分でやることに義務づけられています。以前につくられたものはそうした処置がなされていないため、ないのが実情であります。大雨のときは結構激流化しています。

先日、大変暑い中、町道の補修を行っている職員の方と会いました。計画的に補修を行っているとのことで、大変御苦労なことでございます。雨水のことで困っている箇所については、私も何力所か町民の皆様の声を聞き、調査いたしました。そうした声は要望として町のほうへ上がっていると思います。特に、各小学校の通学路になっている箇所が見受けられますが、いち早く改善が望まれています。雨がやんだ後、数日の間大きな水たまりとなる箇所など、優先的に改善をしていただきたいと私は考えますが、町長の御見解をお伺いします。

続いて、側溝内の汚泥処理について伺います。

最近、あちらこちらで町道の側溝を清掃したという話を聞きます。これは、住宅が建ち並び、町道が整備され、側溝が取り付けられ数十年がたった今、そういう地域も多くなり、側溝内には汚泥が山積してしまったからだということでもあります。

先日、三田久保原線の側溝を町のほうで業者依頼をして実施した場所を見学しました。すると、汚泥は約20センチメートル山積しており、まずショベルカーが側溝ぶたを取り除き、側溝内の汚泥を掘り、残泥を人の手で角シャベルを使ってきれいにすくい上げるというやり方で、約150メートルの間を2日間で終了させました。そのかいあって、後に降った集中豪雨のときでは、大変水のはけがよく、以前は川のように流れていたところでしたが、どんどん吸い込んで、のみ込んでいくようになりました。これを見たとき、側溝内の清掃の重要性を感じるものでありました。

今後は、ますます各地域において側溝清掃を希望することが予想されます。住民の皆様の中で、若い方が多く住む地域ならまだしも、年配の方が多く、とても自分たちで行うのは大変ということで、業者依頼をした場合、1世帯につき2万円から3万円の負担がかかります。

そこで、これなら自分たちでできるのではないかという道具や方法を町の担当課のほうで考えていただけないでしょうか。現在、町から道具を借りて実施しようとするとき、多くの人手が必要となるため、なかなか踏み出せないでいます。数人いればできる、力も余り必要としないやり方を研究していただきたいと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、3、空家対策特別措置法施行後の放置空き家について、朽ち果てた空き家の対処について伺います。

私の目からは、どうしてこの家がこのままになっているのだろうと思う建物が幾つか存在します。建物は傾き、朽ち果てたベランダは地面に落ちようとしているものや、窓ガラスは全て割れていて、入り口の扉は破壊され、草のつるが絡みついている物置のような建物。ほかにも幾つか目にしますが、誰がどう見ても危険であり、火災の心配や動物などの侵入など、地域住民を悩ませている建物が存在しています。

私はこのことについて、昨年6月の定例会で一般質問した折、深刻な影響を及ぼしている空き家に対して行政指導の強化をお願いしたところ、町長より、所有者に対して危険性をよく伝え、早期に解決するよう働きかけるとの御答弁を頂戴しました。その後1年以上が経過しましたが、質問として、管理空き家件数に対し、何件くらい行政指導及び勧告が行われたのでしょうか。

空家対策特別措置法では、著しく保安上の危険なおそれがある空き家、著しく衛生上有害となるおそれがある空き家については強制的に対処できる規定が設けられたのは、以前に一般質

問時に触れたとおりです。これは、いきなり行われるのではなく、段階的な手順を踏むわけですが、所有者に対して除却や修繕等の助言または指導、それでも改善しなければ、猶予期限をつけて改善をするよう勧告します。勧告の対象となると、固定資産税の特例対象から除外されます。勧告にも従わないと、徐々に重くなり、猶予期限をつけての改善命令が出されます。それでも改善を完了しない場合は強制対応になるわけですが、ここで伺います。

どう見ても上里町空き家等適正管理条例に違反していると思われる朽ち果てた空き家の対応について、どのように本腰を入れていくのか、進捗状況を踏まえて、町長よりお聞かせ願います。

続いて、空き家等対策から町づくりを考えることについて伺います。

空き家問題は、空き家所有者の観点から見ると、1、所有者がいない、2、所有者がいても無資力である、3、所有者が無関心であるといったことが多いようです。結果として、近隣や地域社会に悪影響を与えています。解決を急ぐ余り、単に所有者のモラルだけを問うて話をしても、こじれるばかりで、解決法を見出せなくなります。近隣住民にとっては長期間悩み続けなければならないということになります。

特定空き家として指定された場合は、所有者を公表することになりますが、それ以外は所有者がどなたなのか、近隣住民の皆様は知ることもできません。こうしたことは、空き家のみならず、雑草だらけの空き地、景観を損ねた耕作放棄地、またはごみ屋敷、廃棄物置き場等、近隣住民の皆様はいたたまれない感情を抱いておられます。それを町に委ねたとしても一向に解決することもないのであれば、住民の皆様の希望による立ち入りの許可を所有者からとっていただきたいと要望をよく聞きます。

安心・安全で快適に暮らす権利は誰にもあるはずであります。近隣住民の皆様が希望するのであれば、何としても町にリーダーシップをとっていただき、中に入って片づけ等ができるよう、住みよい町づくりを考える意味で、一步踏み出せないかと考えますが、町長の御意見をいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 飯塚賢治議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1 番の被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についての御質問にお答えを申し上げます。

なお、被災者台帳作成の考え方についてと 被災者支援システムの導入については関連が

ございますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

議員お話しのとおり、被災者台帳は災害対策基本法90条の3に規定されており、援護を実施するための基礎となるものでございます。被災者台帳は災害発生後に作成するもので、作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況を踏まえ、その必要性に応じた適切な手段により作成することが望ましいとされております。

そのため、目的に合致するものとして作成され、法及び施行規則に規定する情報が記載または記録されていれば形式は問わないとされております。被災者台帳の作成に際しましては、個人の氏名、生年月日、男女の別、住所のいわゆる住民基本台帳の基本4情報について、住民基本台帳ネットワークを活用した確認を行うことができます。このほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の施行により、個人番号を活用し、必要な情報を得ることができます。

上里町の地域防災計画には、被災者カードや避難者名簿、罹災者台帳の様式が定められており、避難者に避難者カードを交付し、記入をしていただき、それをもとに避難者名簿を作成します。罹災者台帳は罹災証明書を発行する際に使用するもので、被災者台帳につきましては、現在整備をされておられません。被災者台帳につきましては、今後、地域防災計画の見直しとあわせて検討を行い、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施できるようにしたいと考えているところでございます。

災害時支援システムにつきましては、主なものが2つあるようでございます。

1つ目は、議員お話しのとおり、兵庫県の西宮市が開発した被災者支援システムで、財団法人地方自治情報センターが普及業務を担っています。このシステムは被害調査票の内容を手作業で打ち込むが、緊急物資の配付や避難所の入居管理などの機能があり、ソフト自体は無償で提供していますが、サーバー設置には費用がかかるようでございます。

2つ目は、NTT東日本が提供する被災者生活支援システムで、京都大学と新潟大学を初めとする研究者チームの被災地における研究成果をもとに開発、製品化されております。このシステムは、証明書の発行に必要な被害調査票をスキャナーで読み取り、データ化できるなど、作業を迅速化できる利点がありますが、高額な初期費用と維持管理費がかかるようでございます。

両システムは一長一短があり、東京都では、統一化すれば、事務の迅速化と効率化が期待でき、職員の応援が容易になるとの見解を示しております。また、この2つと別のシステム採用している自治体もあり、方針を決めていない自治体は多いようでございます。

このような状況でございますので、システムの導入につきましては、県内の状況等を勘案しながら、調査、研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番の雨水対策についてのうち、雨水がたまりやすい箇所の改善についてでございます。

8月22日の台風9号では、県南部で時間100ミリを超える猛烈な雨が降ったと見られ、床上浸水などの被害が出ております。町でも警戒態勢をしき、冠水により一時的に道路を通行止めにしたたり、住民から要請により土のうを住宅の入り口に設置するといった対応を行ってきたところでございます。また、近年では、短時間での局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨の頻発や、地表面が舗装やコンクリートで覆われ、雨水の浸透及び貯留能力が低下し、雨水流出量が増加することによって、地形的に低い箇所や排水機能が脆弱な箇所でたびたび冠水などが起こっておるところでございます。

議員御指摘のとおり、先日の台風の後にも、町道の路面が水たまりとなる箇所が見受けられました。水たまり箇所では、自転車の通行によって、水はねだけではなく、長期的に、アスファルトが剥がれ、穴が開くなど、通行に支障を来すことになります。小さな水たまりであれば、通学路などにおいても部分的な補修で対応することができます。また、広範囲にわたる水たまりでは、アスファルトの打ち替えやその下の路盤部分の改良まで必要となることがあります。全ての箇所で舗装を打ち替えるということは予算上の制約もございますので、通学路や交通量の多い主幹道路を中心に、計画的に舗装改修に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、側溝内の汚泥処理についてでございます。

町内では、道路側溝には、雨水だけでなく、浄化槽処理水などの排水、生活排水も流れ込んでいることから、地域コミュニティーづくり、町づくりの一環として、各行政区の皆様にご協力いただき、泥上げ等の清掃活動を実施していただいております。清掃活動に当たっては、町では側溝ふたを開ける機材を19機用意しており、各行政区へ貸し出して行うとともに、排出された土砂を速やかに片づけているところでございます。また、交通量が多く、作業に危険を伴う都市計画道路などの基幹道路につきましては町で対応しており、三田久保原線については土砂の除去を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、各行政区の皆さんが清掃活動に尽力いただいておりますことは、私も認識をしているところでございます。このような状況を踏まえ、地域での清掃活動をサポートできるよう、町といたしましても側溝清掃がやりやすくなる方法について検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、3、空き家対策特別措置法施行後の放置空き家についての御質問にお答えを申し上げます。朽ち果てた空き家の対処についてでございます。

空き家は地域特性やかつての利用状況、空き家になった事情は異なり、生じている問題は、

防災、防犯、衛生、景観等、多岐にわたっております。また、周囲へ影響を及ぼす問題、空き家に限らず利用していない住宅の増加は、町の魅力の低下の一因となっております。空き家関係の相談件数は、平成25年度が17件、平成26年が22件、平成27年度は30件で、増加傾向にあります。現地を確認、管理不全な状態の場合は適正管理通知を送付しておりますが、行政指導、勧告は行っておりません。議員お話しのとおり、特定空き家等は、認められた所有者に対し、除去、修繕、立ち木の伐採等、必要な処置をとるよう助言または指導を行い、改善が見込まれないときは行政代執行の定めるところに従い、各種処置を行うことができることとなっておりますところでございます。

平成28年度に設立されました埼玉県北部地域地方創生推進協議会空き家活用事業部会の中で、空き家バンクと空き家の有効活用について各種検討を行っており、その部会の中で空き家の対処方法等の情報交換をしてみたいと考えております。

なお、管理不全な状態が長期にわたり改善されない場合は、勧告を視野に入れた指導を行っていきたく思っておりますところでございます。

次に、空き家等対策から町づくりを考えることについてでございます。

平成24年3月に制定されました上里町空き家等適正管理条例の空き家等とは、町内に所在する建物、その他の工作物及び宅地化された状態の土地で、常時無人な状態にあるものとされており、管理不全な状態にある空き地につきましては、空き家と同様に適正管理通知を送付しております。また、農地の適正管理につきましては、農業委員会で対応をしておるところでございます。

議員御指摘の雑草だらけの空き家、空き地、耕作放棄地、廃棄物と思われるものが大量に放置されている場所等の対応につきましては、上里町だけではなく、全国の自治体が苦慮しているところでございます。町といたしましては、生活環境の保全及び防犯、町づくり推進のために、上里町空き家等適正管理条例に基づき、勧告を視野に入れた対応を行ってまいりたいと思っております。

また、埼玉県北部環境管理事務所や本庄農林振興センター等の関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた空き家や耕作放棄地の対策を検討していきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 1番飯塚でございます。

町長におかれましては、丁寧な御答弁まことにありがとうございます。

再質問を何点かさせていただきます。

初めの被災者支援システムの導入について、大変な前向きな御返答を頂戴いたしました。よろしくをお願いをしたいと思います。私が示したこのシステムだけでなく、いろいろなシステムもあるかと思います。

このシステムというのは、こういう事例がありました。広島土砂災害時と熊本地震においてでありましたけれども、こうしたシステムを導入していたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分に使えなかったということがありました。

これは、このシステムだけではなく、ほかの町で使っているいろんなシステム等においても、いざというときにきちんと稼働できる状況にあるのかどうか、そうしたメンテは怠っていないか、こうしたことの確認体制というのはできているんだとは思いますが、今どういう状況にあるのか、町長にお伺いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仮に上里町でシステムを導入した場合には、システムに応じた保守点検等を実施し、常に稼働できる環境を構築する必要があると思っておりますし、構築していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） ありがとうございました。

次に、側溝内の汚泥処理についての再質問させていただきます。

先ほど重機を使った業者の方がやっていたのを見学したときに思ったんですが、やはり道具といったものは、整っていれば、結構重労働ではないように感ずるのです。各住宅地にある側溝であるなら、問題は、側溝ぶたを上げるという作業に対して大変な思いをみんなされるんで、今、結構ほかに出回っているんですが、専用業者なんかも使っているものでありましたが、1 人でも楽に、てこの利用で、二輪車付きの道具がありまして、そうしたものをちょっと研究していただいて、町で購入して、それを貸し出していただけないのかどうかということは、今、一番私が考えていることです。そうすれば、少人数でも側溝清掃が安易な形で可能になるというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） コンクリート製の側溝ぶたにおかれましては、おおよそ60キロ程度の重みがあり、ふた開けに多大な労力が必要となっておりますのでございます。

現在は、議員御指摘のとおり、てこの原理で簡単に開けられるものや、ねじ式のものなど、

いろいろな機材があるようでございます。そのため、町といたしましては、より簡単に開けられるような、議員が今おっしゃっておられましたように、二輪車つきのでこを応用した機材があるようでございますので、機材の導入を今後検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員。

〔 1 番 飯塚賢治君発言 〕

○ 1 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

それでは、次の質問なんですけど、特定空き家となる定義とは、倒壊等、著しく保安上危険、著しく衛生上有害、著しく景観を損ねている、周辺の生活環境の保全を図るなど、全てこれに当てはまった建物があるわけなんですけれども、これは前回もちょっとお聞きしたかと思うんですが、町では協議会の設置というのをされたのでしょうか、町長、お願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） 現在、上里町の空き家等対策協議会は設置をされておりませんが、今後、県内の自治体や近隣市町状況を見ながら検討してまいりたいと、このように考えております。

また、現在、上里町で特定空き家等と認められる空き家についてはゼロ件であります。平成24年3月に制定されました上里町空き家等適正管理条例に基づき、管理不全な状態となることを防止することによって、生活環境の保全及び防犯の町づくりの推進に寄与し、今後の特定空き家等が発生することがないように、今後とも努力をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員。

〔 1 番 飯塚賢治君発言 〕

○ 1 番（飯塚賢治君） これにつきましても大変ありがとうございます。

4 点目ですけれども、先ほど触れました空き家だけではなく、空き地やごみ屋敷などの地域住民の皆さんが力を合わせて片づけようとして、正式に町のほうへ依頼した場合、立ち入りの許可等をとっていただくことというのは可能なんでしょうか。

本当に困ったところがあるわけなんですけれども、どこまで踏み込んでいけるのか、町長のほうにお答えいただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） 管理不全の空き家、空き地につきまして、また、廃棄物と思われるも

のが大量に放置されている場所等につきましては、町でも非常に苦慮している問題でございます。

近隣の方々がボランティアで片づけを行っていただけると、そういうお気持ちがあるとなれば、少しでも改善したいというお気持ちも理解ができるわけでございますので、所有者に対しまして地域住民の意向を伝えるなどの努力を、町として当然やっていかなければならない、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 7 分休憩

午後 2 時 2 0 分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10 番新井實議員。

〔 1 0 番 新井 實君発言〕

○ 1 0 番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きな項目で 4 項目でございます。

1 項目として、朝型勤務で定時退庁促進について、2 番として、空き家の活用方法について、3 番として、地方都市の水道料金の見直しについて、4 番として、大地震における避難場所外支援について。

それでは、1 番から質問させていただきます。

(1)朝型勤務で定時退庁促進について。

埼玉県内の自治体で、時間外労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスを向上させるため、朝型勤務を拡大する自治体が増加していることについて。

埼玉県内で朝型勤務を拡大する自治体が相次いでいます。富士見市では、今夏から全職員を対象に拡大。さいたま市では、夏季だけでなく、年間を通して朝の時間外労働を推奨する。国では、今年も 7 月から国家公務員の終業時間を早める「ゆう活」を実施しており、各自治体も独自に導入を進めています。時間外労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスを向上させる狙いではないでしょうか。

富士見市は 6 月から今年の朝型勤務を始めました。時間外労働を終業時間後でなく、始業時間前の早い時間に行い、定時退庁を促す。市の就業時間は午前 8 時半から午後 5 時15分まで。

昨年は窓口対応のない部署や総務課を中心に約60人を対象に試験実施したが、今年は全職員約550人に広げました。昨年は、5月から8月の4カ月間で、2014年度と比べ、330時間の時間外労働を削減できたといえます。全職員に広げての取り組みで、市職員課では、今年はさらに大きな効果が期待できるとしています。

夏季に限らず、1年を通して朝型勤務の奨励を始めたのはさいたま市であります。富士見市と同様に、時間外労働を始業時間前に促し、時間外労働の削減とワーク・ライフ・バランスの向上を狙います。朝の時間帯に時間外労働をすることはもともと禁止されてはいませんが、庁内で奨励し始めたのは今年が初めて。昨年は8月の1カ月間、一部の部署で始業、終業時間を30分ずつ早めました。家族と過ごす時間が増えたと評価する声もあったが、人員が足りなくなり、市民を待たせることもあった（市人事課）といい、窓口対応などで不具合が目立ってしまったとのこと。

そこで、今年度は、終業時間を変えずに、朝型勤務を推奨する方法をとりました。さいたま市は、時間外労働は高止まりしている状況とのこと。2014年度は総計184万715時間でした。2013年度に策定した行財政改革推進プランでは、2016年度に約160万時間に減らす計画を掲げるが、達成はそう簡単ではないようです。市は、週に2日間のノー残業デーなども設けており、市人事課は、長時間労働を直し、職員のワーク・ライフ・バランスを高められたらとしています。

杉戸町では、7月から朝型勤務を全職員320人を対象に実施しています。昨年は朝の早い時間に時間外労働を行い、定時退庁も徹底したことで、2カ月間で111時間の時間外労働が削減できたことから、今年も同様の「ゆう活」を進めているようであります。

上里町の2015年度における1カ月当たりと1年間当たりの職員の時間外労働時間はどのくらいになっているのか、関根町長にお伺いいたします。

埼玉県内でも朝型勤務を拡大する自治体が徐々に増加傾向にあり、富士見市を初めとして、さいたま市や杉戸町など、各自治体が独自に導入を進めており、上里町でも時間外労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスを向上させる上で、早急に、夏季に限らず、1年を通して朝型勤務で定時退庁推進を推奨すべきと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(2)空き家の活用方法について。

少子高齢化で空き家の増加が全国的な問題になっており、その活用方法及び有効利用について。

空き家の増加は全国的な問題となっています。総務省によると、2013年10月時点の全国の空き家は約820万戸で、住宅に占める割合は13.5%。埼玉県には約35万戸あり、割合は10.9%に上がっています。上里町の2015年度の空き家の総数は何戸ぐらいでしょうか。また、その数は、

上里町全戸数の何%ぐらいか、関根町長にお伺いいたします。

2015年5月の空家対策特別措置法の全面施行で、倒壊のおそれや、景観を著しく損なう空き家について、市町村が所有者に除去や修繕を勧告、命令などできるようになりました。命令に従わない場合は強制執行もできます。ただ、空き家は個人の財産。市町村が強制執行に二の足を踏むケースもあります。

NPO法人空家・空地管理センター（埼玉県所沢市）は、不動産会社と連携し、空き家解消に向けた事業を始めました。空き家の改修費用を家主にかわって不動産会社が負担し、家の賃料で回収、家主は固定資産税と税金分を受け取る仕組みです。家主の負担がなく、空き家を改修し、賃貸することができます。高齢者向けの施設に住んで、自宅が空き家になっていたり、相続しても空き家の解体や売却をためらっている家主の利用を想定しています。

改修を希望する家主が同センターに相談すると、不動産会社を紹介します。不動産会社は空き家を借り上げた上で、外壁や内装などの改修費用を負担。改修後に入居者を募り、家賃収入を得ます。不動産会社は、家賃収入から固定資産分などに相当する金額を家主に支払う。家主は、個人で貸す場合に比べ、家賃収入が減るものの、改修費用が不要な上、固定資産税や都市計画税分は確保できます。家主と不動産会社の契約期間は3年から7年程度が中心になる見込みといいます。

空き家は老朽化した物件が多く、賃貸向けに改修するには家主の負担が大きい。借り手がついても家賃で回収できるかどうか不確定です。同センターは、資産面などを含めて空き家を解体できない事情がある所有者の負担を軽減し、時間的な猶予をつくる仕組みと説明しています。まず、3月に東京都三鷹市の空き家を不動産会社が改修し、賃貸住宅として仲介しました。5年間の契約で改修費用は約500万円。固定資産税や都市計画税分の年間約20万円を所有者に支払う。このほか、埼玉県所沢市での入居者の募集を始めた物件があります。同センターは、埼玉県など首都圏を中心に、年内に10件程度の契約を目指すとしています。

また、空家・空地管理センターは、月額1,000円からの空き家管理サービスを埼玉県南西部や都内で展開し、全国にノウハウを提供するなど、空き家対策に取り組んでいます。今回の改修費用肩がわりも、持ち主の選択肢を広げるサービスの一環とのこと。上田真一代表理事は、空き家対策には、持ち主が抱える課題に沿った民間主体のサービスを充実させることが重要と話しています。

以上のことから、上里町でも、少子高齢化による空き家の有効利用及びその活用方法については、上記のNPO法人空家・空地管理センター（埼玉県所沢市）等にノウハウを提供していただき、上里町が主体になって、仮称ではありますが、NPO法人上里町空家・空地管理センターなる法人を立ち上げ、不動産会社と連携し、空き家解消に向けた事業展開をしたらどうか

と思いますが、関根町長のお考えをお伺いいたします。

(3)地方都市の水道料金の見直しについて。

人口減で負担者が減る一方で、老朽化した水道管の取り替え費用がかかるため、地方都市で水道料金の見直しが相次いでいることについて。

千葉県君津市は、今年4月、水道料金を平均約17%値上げしました。3人家族の平均的使用料は、月20立方メートルの場合、1カ月当たり3,500円（税抜き）が4,150円になりました。市は、高度成長期に整備した水道管などは老朽化し、漏水対策で更新費がかかる、しかし、人口減で負担者が減り、値上げせざるを得ないと説明しています。

上里町における3人家族が、平均使用量20立方メートルの場合、1カ月当たりの水道料金は税抜きで現在幾らぐらいの料金になっているのでしょうか、関根町長にお伺いいたします。

この4月から5月の水道料金値上げは、神奈川県秦野市、茨城県神栖市、大阪府吹田市、兵庫県姫路市、愛媛県宇和島市などでも行われました。日本水道協会によると、2014年4月2日から2015年4月1日までに、全国の1,274の水道事業体のうち74事業体が平均6.8%の値上げをしました。2015年から2016年の同時期の調査はまとまっていないが、複数の自治体が値上げを実施しています。

水道は、自治体が水道事業体を営む場合と、複数の市町村が共同で水道企業団を経営する場合があります。いずれも特別会計を設け、水道料金収入による独立採算制が原則。利用者が減れば料金は上がります。

2014年10月、約17%の料金値上げをした埼玉県秩父市、水道料金が月5万円という豆腐店の店主は、豆腐代を値上げするわけにはいかないので、豆腐づくりで使う水道水の蛇口を少し絞って水量を減らして、温度管理に気を配っていると話す。

多くの市町村で高度成長期以後に整備した水道管などは、耐用年数の40年を過ぎ、多額の更新費が必要になっています。しかし、費用を負担すべき住民の数は、少子高齢化の影響で毎年減ってきています。新日本有限責任監査法人（東京）は、全国約1,200の水道事業体の経営データを分析し、大半で料金値上げが必要になる、うち600事業体は30%以上の値上げが必要としています。

水道料金値上げには、当然住民からの反対の声が出ます。こうした中、岩手県矢巾町は、水道料金について住民と話し合いを続けてきたことで注目されています。同町では、水道事業の実情を住民に知ってもらおうと、2009年から、ワークショップ（勉強会）を年8回ペースで、計56回開催しました。さびがたまり、老朽化した水道管内の映像を紹介し、そのまま使い続けると漏水する危険があることを説明。住民からは、こんな水道管を使うのは怖い、水道料金にメンテナンスも含めるべきだと意見が上がり、料金値上げに住民が理解を示してくれたといい

ます。

水道管の老朽化は全国的に進んでいるため、厚生労働省では危機感を抱き、専門家を集めた検討会を開いているという。今ある全ての水道管を取り替えるには、現在の更新ペースでは耐用期間の40年を過ぎて、130年かかるとの試算もあるとのことでもあります。住民も関心を持つことは必要ではないでしょうか。

以上に述べたごとく、上里町も御多分に漏れず、上里町の特別会計の水道事業も、高度成長期に一気に簡易水道が合併して町営水道の発足となったことから、末端の水道管は、40年どころか50年も60年も過ぎていて、耐用年数の40年をはるかに過ぎ、あちこちで漏水が絶えない状態と思います。それは有収率74.36%を見れば明らかなことではないでしょうか。また、町営水道発足時からの借入金の返済も、まだ28億2,990万円ぐらい残っているのではないのでしょうか。そういう中で、上里町は今後老朽管の更新をしていかなければならないものと考えます。上里町の老朽管の更新は全体で何キロぐらいあり、金額にして何億円ぐらい今後費用がかかるのか、関根町長にお伺いいたします。

人口減で負担者が減る一方で、老朽化した水道管の取り替え費用はますます増える一方で、上里町も今後一、二年以内には水道料金の見直しを図る必要があるのではないかと思います、関根町長のお考えをお聞かせください。

また、水道料金の見直しをして値上げをする前に、岩手県矢巾町のように、当然住民からの反対の声が出ると思うので、1年なり2年をかけて住民と話し合いを続け、なぜ値上げが必要かを住民との話し合いの中で丁寧に説明し、理解してもらおう努力をする必要があると思います、この問題に対する関根町長の見解をお伺いいたします。

(4)大地震における避難場所外支援について。

大地震で車中泊やテント暮らしの避難者が多数出た場合、避難所以外の場所に避難する人への支援を地域防災計画に明記することについて。

不安が渦巻いた4月中旬、震度7を2度観測した熊本県益城町にある産業展示場グランドメッセ熊本の広大な敷地は、約2,000台の駐車車両で埋め尽くされました。指定避難所だったが、本震で建物は使用不能となり、車中泊は推計約1万人、緊急地震速報のアラーム音と悲鳴が入りまじる中、家族らは狭い車中で身を寄せた。

県内の住宅被害は8万棟超。怖くて家の中に入れない。恐怖に駆られた。避難所に向かったのは当然でありました。

住宅が潰れた同町の渡辺淳子さん（65歳）は、夫とともに訪れた小学校、公民館などは満員。5カ所目の保健福祉センターも、想定の1.2倍の約600人が横たわっていました。1階にやっとすき間を見つけたが、足音などが眠りを妨げた。横になることはできたが……。こうした状況

が車やテントで過ごす人を増やしました。

避難者は、4月17日午前9時に18万3,882人。県想定の最大15万6,000人を超えました。民間団体「よか隊ネット」（熊本市）が車中泊を続ける人に聞き取り調査を実施したところ、約8割が、行政からの接触はなかったと答えました。

今後、自治体の想定を上回らなくても、プライバシー意識の高まりから、災害時に避難所ではなく車中泊する人が増える可能性は高い。

2004年の新潟県中越地震では、車中泊でエコノミークラス症候群になり死亡する人が相次ぎました。このため、同県長岡市は2006年、地域防災計画に車中泊など避難所外避難者への支援を設定。同県も2007年に避難所外避難者の支援項目を設け、発生後3日以内の支援開始を掲げます。

しかし、同様の項目を設ける都道府県はほとんどない。今回も熊本市西区の自宅敷地で車中泊をしていた女性（51歳）がエコノミークラス症候群で死亡するなど、対策は十分だったとは言えません。

総務省消防庁は、政府の防災基本計画は避難所への避難が前提で、その他の被災者の対応は自治体の判断に委ねられていると釈明している。

室崎益輝神戸大名誉教授（防災計画）は、車中泊を含め、避難所以外で過ごす人の対策について、全国の自治体が地域防災計画に盛り込み、新潟県中越、熊本の両地震を教訓とすべきと指摘しています。

上里町でも、大地震で車中泊やテント暮らしの避難が多数出たとき、避難所以外の場所で過ごす人の支援を地域防災計画に明記し、新潟県中越、熊本両地震を今後の大地震の教訓とし、対応と対策を考えておく必要があると思うところですが、この問題に対する関根町長の見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 新井議員の質問にお答えを申し上げます。

最初に、1番の朝型勤務で定時退庁促進について、の埼玉県内の自治体で、時間外労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスを向上させるため朝型勤務を拡大する自治体が増加しているとのことについての御質問でございます。

平成27年度の総務省より、夏の生活スタイル変革、いわゆる朝型勤務についての通知があり、朝型勤務について国家公務員の取り組みを参考に、各自治体の実情に即した柔軟な取り組みを

検討するよう要請がございました。

議員御指摘のように、県内ではさいたま市や富士見市、杉戸町などが先進的にこの朝型勤務を実施しておると聞いておるところでございます。実施している自治体では、電話や来客のない朝方の時間帯が業務がはかどる、ゆとりを持って業務に取り組める、時間外勤務の減少、家族、趣味、自己啓発の時間の増加などの利点が上げられております。しかし、一方では、窓口業務、少数人数の職場、業務内容等により実施は困難な部署もあり、夕方以降の職員減少、社会の時間のずれなど、問題も生じておるようでございます。

近年、仕事と生活の調和であるワーク・ライフ・バランスの重要性が唱えられ、町でも実現を目指して努力しております。職員の健康維持や業務環境、家庭環境の充実を図るためにも、仕事と生活の両立と、気持ちとゆとりを持って業務に取り組むことが、町行政全体の質の向上と町民サービスの向上につながると考えております。

議員の御質問にありました夏場の試行実施における朝型勤務につきましては、職員の勤務実態や個々の家庭活動を十分把握しながら、町の課長会、職員組合等との話し合いを行うことで意見を聴取いたしまして、さらに関連自治体の事例等を踏まえ、調査研究をしてまいりたいと思っております。

なお、上里町の時間外勤務でございますが、突発的な業務もありますが、年々職員の時間外勤務は増加傾向にあります。平成27年度の役場全体の総時間外勤務時間は1万4,679時間であり、管理職を除く職員1カ月当たりの時間外勤務時間は8.6時間でございます。

職員も限られた人数で日々職務を全うしておりますが、引き続き、業務改善、ノー残業デーの徹底、定時退庁の促進など、今後も時間外勤務短縮に向け改善を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、空き家の活用方法について、の少子高齢化で空き家の増加が全国的に問題となっており、その活用方法及び有効利用についての御質問にお答えを申し上げます。

先ほどの飯塚議員の質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございますが、御了承を賜りたいと思います。

平成25年、住宅・土地統計調査速報値によりますと、県内の住宅ストックは約327万戸、そのうち空き家は36万戸であり、空き家率は10.9%となっております。これは、全都道府県の中で4番目に低い数値であります。平成20年度時点と比べると、空き家の戸数は約3万戸、空き家率につきましては0.2%、それぞれ増加をしているところでございます。

上里町では、平成23年3月に、空き家等適正管理条例を制定するに当たり、空き家の状況を把握するため、区長さんをお願いし、各地域の調査を行っていただき、171件の空き家の報告をいただいたところでございます。その後、区長さんや近隣の方から管理不全な空き家の報告

を受けた場合はリストに追加し、平成28年3月の全空き家の現地確認を行いましたところでございますけれども、空き家の件数は159件で、総住宅数の約1.3%になるわけでございます。

上里町でNPO法人を立ち上げてはどうかという御質問でございますが、現在、北部地域の7市町と県を交えまして、埼玉県北部地域地方創生推進協議会空家活用事業部会が設置され、空き家バンクと空き家の有効利用について各種検討を行っておるところでございます。空き家バンク、空き家バンクサイトの開設準備を行っており、埼玉県宅地建物取引業協会や、全日本不動産協会埼玉県本部と協定を締結し、今年度中の運用開始に向けて準備をしておるところでございます。

今後も近隣市町と連携をとりながら、空き家の有効活用を通じた定住促進による地域の活性化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3番の地方都市の水道料金の見直しについてでございます。

の人口減で負担者が減る一方で、老朽化した水道管の取り替え費用がかかるため、地方都市の水道料金の見直しが相次いでいるということについての御質問でございます。

上里町水道事業におきましては、昭和63年度に簡易水道統合事業の認可を取得いたしまして、町営簡易水道事業と13の簡易水道組合を平成5年度から平成8年度にかけて統合いたしましたところでございます。この旧簡易水道組合では、管理しておりました旧配水管につきましては、現状のまま町に引き継がれ、統合以降は水道事業の管理となったことにより、上里町も昭和40年代に布設されているものが大半となりまして、老朽化が進んでいるところでございます。

統合以降の水道料金改定に関しましては、平成11年度に約31.8%の改定をいたしました。5年後の平成16年度には約11.7%、そして6年後の平成22年度には約14.8%の改定を実施し、現在に至っております。

標準的に13ミリメートルで、1カ月当たり20立方メートルの使用した場合の水道料金でございますが、メーター使用料込みの税抜き料金といたしまして、1,910円となっておりますところでございます。

平成27年4月1日付で県内水道事業体58ございますが、安い順位では、上から11番目の安さとなっておりますところでございます。

一方、4月に起きました熊本地震では、基幹水道管が断裂したことにより、復旧が遅れるなどし、基幹水道管の重要性が見直されたところでございます。当町の基幹水道管の延長は約30キロメートルあり、耐震適合性のある管路は7キロメートルとなっております。残り23キロメートルの耐震適合した場合は、約20億円の費用が必要と考えられております。

水道料金の見直しにつきましては、老朽化した水道管の更新や耐震化を進める上で重要な課題であることは認識しておるところでございます。今後は、経営戦略を検討していく中で、収

支のバランスを考えながら、将来の方向性について調整していくとともに、水道事業の財務情報や旧配水管の更新の重要性などに関しましてインターネットや広報等でお知らせしていくことにより、水道事業の置かれておる現状や今後の課題について理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、４番の大地震における避難所外支援について、の大地震で車中泊やテント暮らしの避難者が多数出た場合、避難所以外の場所に避難する人への支援を地域防災計画に明記することについての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員お話しのとおり、新潟中越地震、熊本地震は、本震の後に震度６の余震が数回起き、また、有感地震が１日に１００回以上も観測され、両地震は非常に余震の多い地震でございました。

被災者の中には、自宅の倒壊を免れても、余震の恐怖で自宅外に避難し、車中泊を余儀なくされた方もあり、避難所が満員で、仕方なく避難所外で車中泊などをされた方もおられたようでございます。

災害救助法では、避難者は現に被害を受け、または受けおそれのある者で、避難しなければならない者を既設の建物または応急仮設物等に保護することを目的としておるところでございます。自宅で炊飯等ができず、また、食品等の販売機能等も麻痺、混乱し、日常の食事に支障を生じた場合、被災者の食生活を確保しなければならないとされております。つまり、避難所が満員で仕方なく車中泊をしている方は、避難者として扱いますが、自宅で夜間のみ車中泊をしている方が災害救助法の避難者に該当するかは疑問があります。その方たちを数日内に行政が把握するのは非常に難しいと思われます。

議員お話しの新潟市の地域防災計画では、避難所外避難者を町内会や自主防災組織の協力を得て把握するに努めるとなっており、また、エコノミークラス症候群の予防につきましては、車中泊避難者に呼びかける計画になっているようでございます。

車中泊など避難所外避難者への支援を地域防災計画へ明記することは、県内自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） １０番新井實議員。

〔 １０番 新井 實君発言 〕

○ １０番（新井 實君） 関根町長には大変詳細な御答弁ありがとうございました。

幾点が再質問をさせていただきます。

（１）の朝型勤務で定時退庁促進についての御答弁、今聞いておりましたら、２７年度に、各市町村に総務省からの通達があったそうですが、そういうことを踏まえて、埼玉県各市町村が随時始めてきたのかなとも思えます。

そういう中で、上里町でも、私は町長への質問で、１年を通して朝型勤務で定時退庁推進を

推奨すべきと、そういうふうに質問した中で、町長が、今後、１年を通してではなく、とりあえず夏季で、暖かい時期ですか、春から夏にかけて今後検討していきたいようなお話を伺いましたけれども、それは来年度あたりから検討していくつもりでいるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、実際にやられている地域もあるわけでございますけれども、先ほどもお話し申し上げましたように、一長一短があるようでございます。それらをよく研究しながら、町といたしましても方向性を決めていきたいと、このように考えておるわけでございます。来年度から始めるということは非常に難しさもあるんじゃないかな、そんなふうにも考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） そうすると、周りの市町村等々の状況を見ながら、二、三年以内には朝型勤務の夏場だけでも検討してもらえんという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） はっきり、ここで、二、三年後とか、そういうことは申し上げることはできませんけれども、いずれにしましても、ほかの市町村がやっているところがあるわけでございますから、よく研究をしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

先ほども申しましたように、朝型勤務の場合は、余りよそからの電話がかかってこなかったり、やりやすい部分もあるわけでございます。ただ、しかし、いろんな部分で短所もあり長所もあるわけでございますので、その辺のところもよく精査をしながら今後検討していきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 続いて、(2)番の空き家の活用方法についてということで、町長からの御答弁によりますと、何というんですか、県の関係全体の中で、特に県北ですか、熊谷からこっちの地域ですか、そういうことでこういう空き家バンクみたいのをつくって、その中でこの空き家対策については今後実施していきたいというようなお話を伺いましたけれども、例えば今現在一番問題になっているのは、結局、事件、事故の誘発の可能性、核家族化で、結局年寄りが亡くなったり、施設へ入居しちゃって家が空っぽになって、若い世代がほかへ住んじ

やっぱりなんかして、結局、同僚議員も言われていましたように、倒壊の危険性があったり、悪臭の発生やごみの不法投棄、不審者の侵入や滞在、不審火、景観の悪化等々、そういうものがある中で、やっぱり町としてこの空き家の問題、特定空き家の認定等々も含めて、最初にこの窓口となるような対応と対策をする場所を町の窓口の中につくって、空き家になっているうちの相談窓口というんですか、そういうのをつくって相談に乗ってあげられるような、そういうシステムをつくる考えは、町の中につくってもらいたいと思うんですけれども、いかがなものでしょう。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 個別にそういう困ったことがあれば、くらし安全課が窓口になっておるわけでございますから、それは相談を受けたいと、そういうふうに思っておりますけれども、先ほどお話を申し上げましたとおり、埼玉県北部地域地方創生推進協議会空家活用事業部会の中で、空き家バンクの設置に向けて、不動産の団体の皆さんと調整をしておるわけでございます。先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、埼玉県北部ということでございますので、熊谷市、深谷市、本庄市、美里町、神川町、上里町、寄居町、北部地域振興センター本庄事務所管内でございます。

そういう意味で、上里町には今のところ特定空き家はございませんけれども、そういう特定の御相談がある場合には受けていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 次に、地方都市の水道料金の見直し等についてであります。町長も先ほど御答弁していただきましたけれども、昭和63年ですか、13の簡易水道組合が一緒になって、それで上里の水道事業が始まったという話を聞きました。

その中で、私が一般質問した中で、やっぱり上里町も高度成長期からずっと40年以上経ってきている中で、先ほども町長が、水道料金はここへ来て平成11年に31.8%、16年11.7%、平成22年14.8%と上げてきているので、今後いろんなことを検討しながら研究していくというお答えでしたけれども、いずれにしろ、設備の投資というものは、結局最終的には消費者の、ガスもそうですけれども、水道料金の収益から徴収するような形になるわけですので、ある程度の時期が来たら、やはり17%も20%も25%も上げるんじゃないかと私は思いますが、その辺について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、経年劣化による水道管路の修理等、大変巨額なお金がかかるわけでございます。いずれにしましても、そういう時期が来ましたら、その辺のところも検討していきたいというふうに思いますけれども、今後の決算収支や人口推移等見守りながら、必要な時期が参りましたら水道料金等審議会を組織いたしまして、審議をしていただきまして、議論を尽くしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） それから、今ちょっと言うのを忘れたんですけれども、熊本地震等々で、益城町なんかは、要するに耐震基準に合った水道管が10%台だったので大きな打撃を受けたという話を聞いておりますけれども、上里町は、今後耐震化についてはどのような考えを持っているのでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 自治体によると、基幹管路の位置づけは多少異なっておりますけれども、基幹管路の耐震適合率は、平成27年度末現在で、上里町は23%でございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） どうもありがとうございます。

それでは、4番目の大地震における避難場所外支援について。

私の一般質問の中で、大地震における避難場所外支援をしているところは、新潟県と新潟県長岡市以外には、まだ全国的には行っていないという話はしましたけれども、とにかく熊本地震のように大きな地震が急に起こりますと、避難所自体が満員になっちゃたり、それから避難所自体が避難場所にならずに、上の天井は落ちたり、蛍光灯が落ちたり、いろんなそういう面があって、車中泊をする人がだいぶ多いように思います。

それと同時に、先ほども町長は答弁で言っていましたけれども、うちは壊れていなくても、夜寝るのはおっかなくて、車中泊を庭の中だか外でしている方もいるというような話を聞きましたけれども、熊本県益城町なんかは、結局倒壊した家が全体の6割、7割した中で、避難所へ来る人、そしてまた車中泊をしている人で、行政のほうでは避難所の関係だけでも手が精いっぱいなんで、そういう車中泊だとかいろんな避難所へ行った人とか把握するのにどうしてやっているのかなと思ってテレビを見ていましたら、結局、町内会の区長さんを初め役員の

方、各種団体の役員の人たちが、自分の町内を１週間、１０日かけて、それで安否確認をしたような話をテレビで報道されているのを聞きましたけれども、私とすれば、緊急時のときにはいろんなことがてんやわんやでごちゃごちゃになって大変だろうと思いますけれども、地震はいつどこで起きるかわかりませんので、私としたら、いずれにせよ、町としても、そういう車中泊やテントで暮らす人たちのことについても何とかして地域防災計画の中へ取り込んでもらえたらと再度お願いするわけですが、町長の答弁よろしくをお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 車中泊などをやっている人は災害救助法の避難者に該当しないということでございます。新井議員もおっしゃってございましたけれども、町内会や自主防災組織の協力を得て把握をしていきたい、いかなくتهはいけないなと、そんなふうにも思っておるわけでございますけれども、避難所外避難者の支援のことでもございますけれども、地域防災計画に明記することというのは非常に難しさがあるというふうに思っておるところでございますので、県内の自治体、また、県外の自治体等の今までの例をよく精査しながら考えて、これからも対応してまいりたいと、このように考えております。

〔１０番 新井 實君発言〕

○１０番（新井 實君） 私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（納谷克俊君） １０番新井實議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後３時１０分散会